



第58回 鉄道トンネルの名前

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

川端康成『雪国』の冒頭の有名な一節、「国境の長いトンネルを抜けると雪国であつた」に登場するのは、上越線の清水トンネルである。上越国境の清水峠にちなむトンネル名だが、この峠道をたどるルートは明治期に馬車道として一応は整備されたものの、毎年の豪雪による損傷が大きく、さらに険路であったため不通が多かったという。その後は明治20年代に信越本線(碓氷峠経由)が開通、また昭和6年(1931)に上越線が開通して重要度が低下、道路交通路としても、西側の三国峠経由の現国道17号に主役の座を譲っている。

今では旅客の大半が上越新幹線を経由しているが、こちらは大清水トンネルと命名された。新幹線のトンネルは「新」が多いのだが、すでに新清水トンネルが下り線に存在したこと、新旧の清水よりはるかに長い22.2キロを誇る

ことから大を付けたのだろう。ちなみに昭和57年(1982)の同トンネルの開通により、長い間世界一であったスイスのシンプロン・トンネル(全長19.8キロ)はその座を明け渡している。シンプロンを含めて、分水界を越える長いトンネルは峠の名前を付けるのがふつうで、中央本線の小仏トンネル(東京都・神奈川県)・笹子トンネル(山梨県)・新鳥居トンネル(長野県)、南海電鉄高野線の経境トンネル(大阪府・和歌山県)、土讃線の猪鼻トンネル(香川県・徳島県)、など枚挙に暇がない。中には「峠」を名乗らない例として東海道本線の日常では、本が、トンネル(静岡県)もあり、こちらは宇津ノ谷峠を

経由する「五十三次」ルート以前、奈良時代からの古い東海道ルートだ。中には峠と書くの

に方言読みの伯備線谷田峠トンネル(岡山県・

鳥取県)などもある。



『雪国』で知られる清水トンネルと、並行する戦後開通の 新清水トンネル、その左下は上越新幹線の大清水トンネル、さらに左下端の2本は関越自動車道の関越トンネル。 1:50,000「越後湯沢」平成19年要部修正



水田の目立つ丸いエリアが丹那盆地で、その下を直線的に くぐるのが東海道本線の新ルートに穿たれた丹那トンネル (昭和9年開通)。北側に並行するのは新幹線の新丹那トン ネル。1:50,000「熱海」昭和51年修正

長い有名トンネルの中で峠の名を採用して いないものといえば、筆頭は丹那トンネルだ ろうか。丹那は静岡県函南町の大字丹那にち なみ、かつて湖だったといわれる楕円形の窪 地は丹那盆地と呼ばれている。丹那トンネル はその真下を通るのでその名が付いたようだ が、建設中は「丹那山隧道」と呼ばれていた。 竣工後に「山」が外されたのは、そんな名前の 山が存在しないからかもしれない。いずれに せよ当地は火山・温泉が高密度に分布する難 しい地質で、工事中も大出水が相次いだが、 真上の丹那盆地では逆に水が涸れてしまっ た。鉄道省による用水設備の建設など補償措 置はあったが、これを機に酪農への転換も行 われ、それが現在の丹那牛乳のルーツにも なっている。その工場所在地は奇しくもトン ネルの真上だ。

丹那トンネルで短絡される以前の東海道本線が通っていたのが今の御殿場線ルートで、こちらは箱根の外輪山の麓を酒匂川に沿って急勾配を上っている。そこに穿たれたいくつかのトンネルは箱根第一号・第二号・第三四号(統合された)・第五号・第六号甲・第六号乙と、6つのトンネルにそれぞれ「箱根」の文字が入っている。箱根の外側を迂回して現在の箱根町内に1歩も足を踏み入れないにもかかわらず、明治の鉄道技術者としては「東海道五十三次」以来の箱根越えのイメージが濃厚にあったのかもしれない。

さて、日本の鉄道路線の中でトンネルの多さにかけては双璧といえるのがJR東海の飯田線と四国の土讃線である。両線とも峡谷に沿って川を俯瞰しつつ短いトンネルがひっきりなしに続く。このうち飯田線の大嵐~平岡間の13.2キロほどの区間には次の25か所が

ひしめいている(カッコ内は駅)。

(大嵐)大嵐・第一西山・第二西山・粟代・ 滝見・第一大輪・第四大輪(小和田)長尾・河 内山・上山・初見・第一途中・第二途中・第 三途中・不当(中井侍)観音山・第三中井侍・下 山・小沢(伊那小沢)第十一久保・第二十久保・ 第一鶯巣・第二鶯巣(鶯巣)藤沢・満島(平岡)。 ナンバーが飛んでいるのはトンネルの統廃合 や計画変更に伴うものであり、戦前に三信鉄 道として開通した当初はこの区間に現在より 8か所も多い33か所が存在した。これらのトンネル名はおおむね地名や山や崖などに付く 地名と推察できるが、今となっては誰も使わ ない山間の地名が多く含まれおり、まさに小 地名の墓碑銘のような存在となっている。

これに対して、長大トンネルの多い新幹線では、峠の部分を除けば名の知れた広域山名・地名を採用する例が多く、たとえば東北新幹線の八甲田トンネル(七戸十和田~新青森)、蔵王トンネル(福島~白石蔵王)などは山頂からずいぶん離れている。山陽新幹線の備後トンネル(新尾道~三原)、安芸トンネル(東広島~広島)などは国名だから壮大だ。日本で最も長いのは青函トンネルであるが、これは青森と函館を結ぶというよりは、その区間に運航されていたかつての鉄道連絡船に敬意を表したものだろう。

水底といえば、鉄道トンネルで日本で最初に設けられたのは明治7年(1874)に大阪〜神戸間が開業した際に設けられた芦屋川・石屋川・住吉川の3つの天井川をくぐるものであった。花崗岩質で流出土砂の多い六甲山地南麓ならではの施設であるが、最初がいずれも河底トンネルというところが、いかにも雨の多い温帯モンスーンの日本を象徴している。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959 年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991 年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008 ~ 09 年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009 年にはこれに対して日本地図学会より平成20 年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 720 2017 January 地名散步 今尾 恵介

03 新年の挨拶/新年の挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

04 新年の挨拶/新年を迎えて

法務省民事局長 小川 秀樹

05 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一 第54回 筆界特定制度制定10周年を迎えて

~再び筆界調査委員の拝命を受けて感じたこと~

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二

10 土地家屋調査士の社会貢献活動 寄附講座・出前授業 第3回 九州大学における寄附講座(福岡会)

12 税務大学校短期研修「評価実務」

13 愛しき我が会、我が地元 Vol.35 函館会/三重会

16 会長レポート

18 地上絵プロジェクトin 福島

20 国民年金基金から

22 公嘱協会情報 Vol.123

24 土地家屋調査士新人研修修了者中国ブロック協議会

中国ノロック協議会

25 平成28年度第2回釧路土地家屋調査士会全体研修会に参加して 研修テーマ『GNSS 測量の実務(基礎)』

28 大規模災害基金状況

30 土地家屋調査士賠償責任保険

31 日調連主催「実務講座」〜土地境界実務〜 土地境界問題解決への貢献のために 〜筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて 第3回 東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長) 江原 健志

35 | 会務日誌

37 ちょうさし俳壇

38 土地家屋調査士名簿の登録関係

39 編集後記



_{表紙写真} 「ダイヤモンドチェリー」

第31回写真コンクール連合会長賞 谷口 正美●鹿児島会

『我が前に桜島あり西郷も大久保も見し火を噴く山で(海音寺潮五郎)』鹿児島のシンボル桜島は今なお火を噴く活火山。その桜島の頂上に輝く太陽『ダイヤモンドチェリー』を撮りたいと思い、日の出の時刻と方位を調べ、日々移動し天候にも左右さむる撮影場所に通い続け、やっとその日を迎えました。ゆっくりと朝陽が射しはじめたその直後、桜島の昭和火口が噴火し、そこから上がった噴煙は朝陽を遮ることもなく南にたなびき、光り輝く『ダイヤモンドチェリー』の素晴らしい。瞬間を切り撮ることができました。自然に感謝、桜島に感謝です。

新年の挨拶



日本土地家屋調査士会連合会 会長 林 千年

新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、 心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げま す。また、日頃から、連合会の会務運営に対しまして、 ご理解とご協力をいただいておりますことに、改め て感謝と御礼を申し上げます。

そして、例年のごとくの自然災害につきましては、 東日本大震災以降も続く異常気象、昨年の「平成28 年熊本地震」、「鳥取県中部地震」、また、台風の影響に伴う風水害等、被災地の皆様、避難所生活を余 儀なくされている皆様には、1日も早く心安らかな 日々を取り戻すことができますよう、速やかな復旧・ 復興を願っています。

さて、「経済・財政運営と改革の基本方針2016」 (骨太の方針)において、地籍調査と同様に、本文に 登記所備付地図の整備の充実等が明記され、その重 要性は各方面に広く認識されるようになってきまし た。「境界紛争ゼロ宣言!!」の下に、記載された文字 を形にしていくことが、私たち土地家屋調査士に与 えられた役目であると考えています。

不動産登記法第14条地図作成作業につきまして 大幅な増額予算要求がされています。公共調達、競 争入札の促進方策については、効率のよい多様な受 託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札でき るよう、健全な受託体制を整えて、積極的に地図作 りに参画していただきたいと考えています。

同様に骨太の方針に記載された、相続登記の促進 に関する説明会への参加や、空家等対策としての市 町村への情報提供などは、地域の土地家屋調査士会 が積極的に取り組むべき事業でもあり、土地家屋調 査士は地域に密着した専門資格者として社会貢献に 努めていただきたいと思います。

所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするための新たな筆界特定制度の活用について、試行運用の後に本格運用に進むことが計画されています。この制度の運用により、困っている土地所有者がたくさん救われることを期待しています。

新しい制度の評価は、最初に携わる者である、法務 局と私たち土地家屋調査士の取組に大きく左右されると 思います。積極的に活用いただきますようお願いします。 また、不動産登記規則第93条ただし書に規定する不動産調査報告書の様式の改定については、円滑に新様式への移行が進んだものと思っています。今後は、登記官が、調査報告書を最大限に活用して、真に実地調査を行うべき事件と、省略することができる事件とを的確に峻別できるように、高度な専門的能力・知識・経験を有する土地家屋調査士であるという自覚と誇りを持って調査報告書の作成に当たっていただきたいと思います。

オンラインの利用の促進につきましては、現在、 法定添付情報の原本提示省略の取扱いに向けて協議 を進めています。完全オンラインの実施には、調査 報告書と同様に、土地家屋調査士の真正担保への認 識、処分の厳罰化についての方策が今後の重要な課 題になってきますので、適正な業務の遂行と引き続 きの利用推進に協力をお願いします。

昨年は、制度広報活動の一つとして、法務省の筆界特定制度創設10周年の記念行事に協力し参画しました。大変盛況な来場者数となり、中央における広報として大きな成果を得ることができましたが、各地域における制度広報については、土地家屋調査士会員一人一人が主役であり、それは現地における日常業務の中にあり、地域市民との信頼関係にあるものと考えています。

日々の報道において、海外情勢が大きく変わろう としています。国内でも多岐にわたる改革、技術革 新などが進められています。土地家屋調査士制度と 業務につきましても変革を求められることは必至と なるでしょう。その時に後れをとらない専門資格者 でなければならないことを全会員が認識しなければ なりません。

今年は干支「丁酉」(ひのととり)の年、十二支の「酉」(ゆう)という漢字は酒壺を描いたもので、収穫した作物から酒を抽出する、また果実が成熟して収穫できる状態であり「実る」ということを表しているとのことです。

新しい年が会員の皆様にとりまして、実り多い希望に満ち溢れた一年になりますよう祈念申し上げ、 新年の挨拶といたします。

新年を迎えて



法務省民事局長 小川 秀樹

全国の土地家屋調査士の皆様に、謹んで新年のお 祝いを申し上げます。

昨年4月に発生した熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。平成23年の東日本大震災においては、土地家屋調査士の皆様には、震災の発生直後から、被災者の方々に対する登記相談に積極的に取り組んでいただいたことに加え、登記所備付地図の修正作業においても、その専門的知見や能力を遺憾なく発揮していただいてきたところです。熊本地震につきましても、既に倒壊等建物の滅失調査作業に法務局と共に取り組んでいただいているところですが、今後本格化する被災地の復旧・復興の実現のため、引き続きの御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、民事局では、平成27年度に、「登記所備付 地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記 所備付地図作成作業10か年計画」、「震災復興型登 記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、従前 から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実 施面積を拡大するとともに、大都市の枢要部や地方 の拠点都市、東日本大震災の被災県においても積極 的に登記所備付地図作成作業を実施することとして おり、本年は各計画の3年目ということになります。 昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の 基本方針2016 | 及び「「日本再興戦略 | 2016 | に「登記 所備付地図の整備 | 等が明記されるなど、登記所備 付地図の整備の重要性が各方面により広く認識され ている中にあって、これらの地図整備のいわば三本 柱ともいうべき事業を確実に実施することが重要で あることは言うまでもありません。引き続きのご協 力をよろしくお願いいたします。

また、社会問題化している空家問題に対しても土 地家屋調査士の皆様が積極的に取り組まれているも のと承知しており、法務局と連携して更なる取組を お願いいたします。

近時は、この空家問題に加え、いわゆる所有者不明土地問題が注目を集めるようになっています。平成27年からは、国土交通省を事務局とする有識者による検討会が立ち上がり、法務省も参加して所有者を

探索するノウハウの取りまとめなどの施策について総 合的に検討を行ってきたところですが、昨年3月に公 表されたその検討会の最終とりまとめにおいては、こ れらの問題の更なる拡大を防ぐためには相続登記を 促進することが重要であることが改めて確認され、「経 済財政運営と改革の基本方針2016 | 等においても、相 続登記の促進に取り組むことが政府の重要施策とし て掲げられたところです。このような政府方針等も踏 まえ、民事局においては、昨年、日本司法書士会連 合会及び日本土地家屋調査士会連合会との三者連名 によるリーフレットを作成したほか、昨年3月には相 続登記の添付書面に関する通達を一部見直し、手続 の緩和を行ったところであり、今後も相続登記の促進 に向けて制度面の見直しを含めた各種取組を実施し ていくこととしております。土地家屋調査士の皆様に おかれましても、今後とも、この所有者不明土地問題 の解消に向け、一層の御配意をお願い申し上げます。

さらに、筆界特定制度につきましては、昨年1月20日で制度創設10周年を迎えたことを機に、「筆界特定制度創設10周年記念講演会」の開催、「法務省子ども霞が関見学デー」及び「法の日フェスタin赤れんが」での広報イベントを企画し、幅広い世代に筆界特定制度及びその担い手である土地家屋調査士制度の周知・広報をすることができました。イベントの実施に当たっては、日本土地家屋調査士会連合会の皆様に多大な御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

本年も引き続き筆界特定制度の適正・迅速な処理 を目指し、利用者である国民の皆様からの信頼と期待 により一層応えていく必要があると考えております。

そのほか、表示に関する登記の適正化・効率化の 観点からの取組も引き続き日本土地家屋調査士会連 合会と継続的に協議を行いながら進めてまいります ので、土地家屋調査士の皆様には、引き続き、法務 局の各種業務への御協力をお願いいたします。

最後に、土地家屋調査士の皆様の御多幸、ますますの御活躍と、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の更なる御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

事務所運営に必要な知識 一時代にあった資格者であるために一

第54回 筆界特定制度制定10周年を迎えて

~再び筆界調査委員の拝命を受けて感じたこと~

山口県土地家屋調査士会会員 瀬口 潤二 (元日本土地家屋調査士会連合会専務理事)

はじめに

筆界特定制度は、平成16年に不動産登記法が全面改正(平成16年6月18日法律123号)され、その後一年も経たない改正(平成17年4月13日法律29号)で創設されました。

この制度は、直前まで境界確定委員会制度(以下 「確定委員会案」という。)として考えられていたもの です。

「確定委員会案」については、会報「土地家屋調査 士」NO.673(平成25年2月号)の西本孔昭先生(30代・31代連合会長)によって詳しく紹介されているよう に、筆界特定制度の底流には、この案の土地家屋調 査士制度に期待する国民の思い(境界紛争の解決)が 流れていることを忘れてはなりません。

私は、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)の新人役員として、西本執行部の日々の奮闘の渦中を、間近で体験し、後に松岡直武先生(32代・33代・34代連合会長)の下、専務理事として全国の単位会役員はじめ日調連を支え、共に活動した委員との議論や法務省関係者、有識者・顧問との懇談会など情報交換等の場で感じていたこと、そして、筆界登記制度制定から10年が経過した今、一人の土地家屋調査士として、現地でこの制度に向き合って感じていることをお伝えしてみたいと思います。

筆界特定制度を論ずる場合、本来であれば、各種の図面・空中写真などを重ね合わせた重ね図を作成し、比較検討した結果をお伝えすることが必要です。

そのような事例を載せた書物も数多く出版されていますが、今回は、筆界特定の実務での体験を、あえて文面だけでお伝えしてみます。(守秘義務にかかる非公開資料である点を考慮しました。イメージしづらい投稿になることをお許しください。)

第162回国会の附帯決議

筆界特定制度について、平成17年3月15日衆議院法務委員会と4月5日参議院法務委員会で、西本先生が参考人出席して「確定委員会案」がトーンダウンしたことや、他の参考人(弁護士・司法書士)と同席にも関わらず、筆界特定制度における土地家屋調査士の優位性を主張されたことを忘れてはなりません。(ぜひ今一度、議事録または録画を探してみてください。)

国会の決議には、衆議院で6項目、参議院で7項目の全会一致で附帯決議が付されています。(附帯決議は、文末に掲載しておきます。)

附帯決議は、当初、法務省が目指した「確定委員会案」に少しでも近づくことを意図したものであり、裁判外紛争解決機関(ADR)との連携と併せて制度を運営する人的な能力担保の施策を求めていると読み解くことができます。(西本先生、松岡先生を中心とする当時の執行部各位の懸命な活動が、国会に届いたものです。この時の活動は、その後の日調連のDNAとして残り、今に継承されていると信じています。)

附帯決議は、制度の見直しの度に、行政機関を拘束していることに注目してください。

筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADRについて

衆議院の附帯決議の三項は、「筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効率的な連携に、十分に配慮すること。」とあります。

平成22年3月の「筆界特定制度と土地家屋調査士

会ADRとの連携に関する検討取りまとめ」と7月の「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携の具体化について」が法務省と日調連の連名で全国の法務局・地方法務局首席登記官と土地家屋調査士会の会長宛てに事務連絡がされています。

これは、5回にわたる法務省担当者と日調連 ADR センター委員とのブレーンストーミング (集団の自発的自由な発案・議論による問題解決法のこと) が実施され、それを踏まえた取りまとめ協議が行われた上、法務省と日調連との共同発表の形で公表されたものです。

本来であれば、平成17年度中に取りまとめられてもよい事案ですが、平成17年までに活動していた土地家屋調査士会ADRは、愛知、大阪、東京、福岡の四つの土地家屋調査士会しかありませんでしたし、平成17年末までに10会で設立された状況で、全国という規模で考えると、官民連携が、どのような形で可能なのかという具体的道筋が見えない中では、5年の時間経過が必要だったのはやむを得なかったのです。

ともあれ、国会で意見陳述をベースに付された附帯決議は、筆界特定制度を補完し、土地家屋調査士会ADRと連携することで「確定委員会案」へ近づくことを意図した西本先生の先見的な熱意が、5年の歳月を経て実現に向けて動き出した事例ということができるのです。

最近、法務省から「所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆登記等を可能とするための筆界手続の取扱要領(試行用)」が公表された事案もまた、附帯決議を根拠に、筆界特定手続を改善しようとされている事例です。

衆議院の附帯決議一項には、「新たに創設された 筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定 を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとと もに、広く国民等に理解され、多くの者が利用でき るよう、その周知徹底に努めること。」とあり、今話 題になっている「空家対策」の一つとして「隣接地の 土地管理者が不明な土地の場合にも分筆手続が中断 されないよう紛争のない場合」にも広く筆界特定制 度が利用できるようにする提案がされたものと考え てよいと思います。(もっとも、このような事案に ついて、既に土地家屋調査士は、筆界特定を利用し ていました。提案は、この実績が生み出したものですが、筆界特定時期の短縮を図ることが盛り込まれたことは、大きな制度改革の事例と素直に評価すべきでしょう。)

筆界調査委員によるグループ討論

私は、平成18年に第1期の筆界調査委員を拝命 し筆界特定手続に関与し、その後8年のブランクを 経て、昨年2月に再び筆界調査委員を拝命しました。 山口地方法務局では、任命した筆界調査委員を集 め、事例研究として生の資料(守秘義務があるため 非公開です。)を使用し、グループ討論と討論内容に ついての意見発表をする研修会が、筆界特定室の主 催で開催されました。

テーマは、提示された資料から、筆界を「直線と して考える」か「湾曲したものと考える」か、という 課題です。

提示された資料は、「現況平面図」平成27年作成、「地積測量図A」昭和38年作成、「地積測量図B」昭和48年作成、「地積測量図C」昭和53年作成、「空中写真A」平成17年撮影、「空中写真B」昭和23年撮影です。加えて、「土地台帳」「現行の登記記録」が提示されました。「現況平面図」には、現況には道路工作物があり湾曲していることが分かります。(申請代理人は、土地家屋調査士で、概ねこの工作物に沿って筆界があると考えています。)「地積測量図A」「地積測量図B」「公図」は、直線で描かれています。

「地積測量図C」は、道路工作物と一致する湾曲の 形状で描かれています。(申請代理人は、この地積 測量図を根拠としています。)

「地積測量図B」は、「地積測量図A」の土地から道路部分を区画する目的の分筆手続の添付図面で、当該箇所は、「地積測量図A」に合わせて直線で描かれています。(「地積測量図A」「地積測量図B」の作成者は同一人です。)「地積測量図C」は、「地積測量図B」を再分筆したもので、当該部分を湾曲して描かれています。「地積測量図C」は、特定申請された時の添付図書「現況平面図」に描かれた道路工作物の形状(湾曲)と合致しています。

「空中写真A」「空中写真B」の当該箇所は湾曲し、 昭和23年頃から現在まで変動していないように見 えます。(道路工作物は、この湾曲に沿って設置され現在に至っているように見えます。)

以上の提示資料を全員で認識した上で、三つのグループに分かれグループ討論が行われ、各グループの代表者からその報告と集約意見の発表が行われました。

直線で筆界特定をするというグループが二つ、湾曲している工作物の位置で筆界特定するグループが一つ、と意見が割れました。

直線で筆界特定をするという論拠は、『最初に提出された地積測量図が筆界を定めた創設筆界となり、これは直線で描かれているから、例え現地工作物が昭和23年当初から存在していたとしても、「地積測量図A」の形状が尊重されるべきである。湾曲したものとして現況にある工作物に沿った形状で筆界を特定することは、現況主義の考えで適切でない。また、「地積測量図C」を処理した登記処理は、誤った処理であるのでこれを論拠にすることはできない。』です。

湾曲で筆界特定するという論拠は、『「地積測量図 A」が作成された昭和38年という時代は、旧土地台 帳時代の作成方法の名残が残っていた時代である。その時代の地積測量図作成の目的は、地積算出の根 拠を明らかにすることに力点があり、平板すら使用 せず、概略測量(テープによる直接測量)現地地形の 凸凹を直線で測定するなど、概略の形状を図化して 地積を得る方法をとった可能性を排除できない。「地 積測量図 A」には、筆界を特定することに必要となる起点を現地で示せる根拠も乏しく、現在作成されているような地積測量図と同等の視点で「地積測量図 A」の評価を行うべきではない」です。

筆界調査委員を務めて感じること

私は、「地積測量図C」の作成時期が昭和53年であることから、この時代の背景を考えました。(昭和52年には、不動産登記取扱準則の大改正が行われています。)

昭和52年の準則改正によって、地積測量図作成 に当たっては、地図の作成精度に連動するものとす るため、国土調査法施行令別表を準用し、筆界点の 位置誤差、筆界点間誤差、地積測定誤差を登記官の 判断基準とすることになったのです。(精度区分として、甲1から乙3までの精度区分は、この準則改正で取り入れられたものです。)

それまでは、300分の1や600分の1という尺貫 法由来の縮尺を使用して地積測量図を作成していま したが、この時に、メートル法由来の250分の1や 500分の1に改正されたことを記憶されている人も 多いと思います。

筆界の位置を現地で特定する場合には、この準則 改正に至る社会的な背景を考え、その当時の地積測 量図の作成手順なども考慮して、結論を導く必要が あると感じます。

この当時から土地家屋調査士業務を行っている会員は、今、土地家屋調査士業務の一線から離れようとしています。(昭和52年以前の地積測量図は、現在のような統一した考え方がない中で作成されていました。全国の公図の特徴なども発表されていますが、地積測量図作成の社会的背景を知る登記経験者が少なくなって、地積測量図を評価する力が心配です。)

ちなみに、この準則改正に合わせ、日調連は調査・ 測量実施要領を定め、平成2年にはその解説書を発 表しています。少なくとも、地積測量図が単に地積 算出の根拠とするものでなく、登記されている土地 の範囲が現地で明確に把握できるようにすること (又は、現地復元性を求めるようになること)は、こ の時から始まるのです。

「地積測量図C」は「地積測量図A」との整合性を否定した上で、登記が進められた事実から、「地積測量図A」を修正したものと解釈することはできないのかと考えてみました。

また、仮に、筆界特定の場でなく、日常の業務の 場合どういう考えで、手続を進めるのかを研修会参 加者に問いかけてみました。

『「地積測量図C」が道路工作物と一致している場合、それを筆界と考えて手続を進めているのが一般的な実務ではないか?それとも、「地積測量図A」が直線で描かれている以上、「地積測量図C」の訂正等の手続をした後に次に続く諸手続を行うという立場を取る必要があるのだろうか?(このことにより権利の登記をも必要とするようになる)』と。

意外ですが、筆界特定手続と日常業務とは立場を

異にすると主張をする方も複数人ありました。(読者の皆様はどのように考えられますか?)

筆界特定制度の限界について

土地家屋調査士は、依頼者である国民だけでなく、 隣接土地所有者のみならず、近隣の関係者にも協力 を求め、これらの人々との友好な対話・意見聴取を 行って業務を進めている日常があります。(依頼者以 外の人との協力を得ながら、時には非協力的な近隣 者との対話が必要な作業を伴う境界確認を業とする 職種は、隣接士業種には見つかりません。)このこと こそが、土地家屋調査士制度の本質でもあるのです。

国民から分筆や地積の更正登記の依頼を受けた時、対象とする土地の筆界が現地で不明な場合に、この制度を利用することで依頼の手続を進めることができる点で大きな前進がありました。(このことは画期的なことです。)この制度を利用した国民が、満足される事例もたくさんあります。しかし、筆界特定手続においては、境界付近の工作物の越境に対して撤去を求めることなどは予定されていません。

この制度には、境界標識すら現地には設置される 仕組みもありません。筆界特定後の申立人や相手方、 関係人などの当事者は、世代交代が繰り返されます。 この制度に関わった土地家屋調査士からも「これで は、国民の求める真の解決につながらない」という 不満の声があります。(この不満の声は、土地家屋 調査士業務が、単に、登記の手続代理だけをしてい れば、社会的責任が果たすことができると考えられ ていた時代からの大きな転換点を迎えたということ でもあるのだと思いますが…)

前述の研修会でのように専門家の間でも意見が割れそうな場面や、筆界特定点が、一意に決定できない場合で、筆界を特定することにより、所有権に大きな影響を与えるような場合があります。

そんな場合にこそ、積極的に土地家屋調査士会 ADRと連携を図る必要があることを痛感します。

終わりに

余談ですが、私の受け持った筆界特定手続中に、 筆界特定室に対してこの連携をする助言を試みました。筆界特定登記官も同意され、連携を進めようと しましたが、「土地家屋調査士会ADRは、申立人に 有料であることによる負担が生じること」や「申立人 に対する移行手続の同意が得られない」という壁が 立ちふさがりました。連携の壁は思った以上に高い ように思います。(申立人の代理人にいま少し筆界 特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携の認識 が深まっていないことも大きな要因のように思いま す。)

現地に筆界(境界)が不明であることは、隣人関係 の不安を掻き立て、社会インフラの整備等に大きな 影響を及ぼします。

現地の筆界特定点に境界標識を設置し、登記されている土地の範囲が現地において明確に把握できるようにすることこそが、土地家屋調査士の職責の柱です。

せめて、筆界特定手続が終了した後、筆界特定室から土地家屋調査士会ADRに対し、申立人に依頼し、①相手方との合意を取り付け、②境界標識の設置を委託するなど筆界特定制度を補完する仕組みが必要です。

そういった視点から、土地家屋調査士会ADRとの連携の仕組みを充実する時期が到来していると感じています。土地家屋調査士会ADRの方からも積極的に、筆界特定室に提案を働きかける努力も必要です。

そのためにも今一度、「境界確定委員会案」を読み解き、10年を経過した筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの仕組みを研究し、真に国民の社会的不安を払拭する新たなステージを作り出すことを目指す時期が来ていると感じるものです。

【参考】

- ◎衆議院法務委員会の附帯決議(平成17年3月22日)
 - 一 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。
 - 二 筆界特定制度の運用に当たっては、筆界特定 が土地所有権に重大な影響を与えるものであ ることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界 特定登記官及び筆界調査委員等において、そ の能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確 保できるよう、所要の措置を講ずるとともに、 従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生 じさせないよう、特に配慮すること。
 - 三 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効率的な連携に、十分に配慮すること。
 - 四 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業 の一端を担うものであることにかんがみ、そ の申請手数料及び手続費用の決定に当たって は、国民が利用し易いものとなるよう、公費 負担も含め、十分な検討を行うこと。
 - 五 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させ ることができるよう、境界確定訴訟と筆界特 定制度との連携に、十分に配慮すること。
 - 六 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用される ためには、登記所備付地図の整備促進が不可 欠であることにかんがみ、人的物的体制の充 実強化に、なお一層努めること。

- ◎参議院法務委員会の附帯決議(平成17年4月5日)
 - 一 筆界特定制度が、簡易迅速に土地の筆界を特定する手段であることが広く国民に理解され、活用されるよう、その意義及び内容等について周知徹底に努めること。
 - 二 筆界特定が土地所有権に事実上重大な影響を与えるものであることにかんがみ、筆界特定手続の運用に当たっては、申請人、関係人等の意見の陳述の機会を十分に付与するなど、制度の適正・公正さを確保するよう努めるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。
 - 三 筆界特定制度において申請人が負担する申請 手数料及び手続費用については、筆界の有す る公共性にかんがみ、国民に過大な負担を強 いることのないよう、公的負担を含め、十分 な検討を行うこと。
 - 四 筆界特定制度が国民に利便性の高いものとなるよう、簡易裁判所における調停手続及び裁判外紛争解決手続との連携について必要な検討を行うこと。
 - 五 境界確定訴訟の結果を登記事務に反映させる ことができるよう、境界確定訴訟と筆界特定 制度との連携を含め、十分に配慮すること。
 - 六 筆界特定制度が円滑・適正に運用されるよう、 筆界特定登記官の能力の向上を図るための所 要の措置を講ずるとともに、登記所備付地図 の作成・整備が一層促進されるよう、人的物 的体制の充実強化に、なお一層努めること。
 - 七 土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係 業務を行うために必要な研修については、その 内容等が国民の信頼と期待に十分応えるもの となるよう、能力担保措置に万全を期すこと。

第3回 九州大学における寄附講座(福岡会)

福岡会社会連携講座講師 浦志 文明

1. 寄附講座(社会連携講座)について

平成25年度から始まった九州大学における本講座は、講義室の使用料名目等を支払うことで講座を開設した経緯があり一般的に認識されているであろう「寄附講座」とは異にしているという意味合いから福岡会では「社会連携講座」と称している。

2. 対象学部と学生

九州大学法学部3年生・4年生を対象とした後期講座(10月~翌年2月)としてスタートした本講座であるが、本講座の担当教授である七戸教授のご尽力もあり当初は40名程度の受講生を目論んでいたところ60名を超える学生が集まり準備した教室が手狭になったため2年目から大講義室で講義を行っており本年度も各回150~170名の学生が受講している。

法学部も2年生の受講生が増えてきており、学部の枠を超えて、他の学部(経済学部、文学部、工学系学部など)の受講生も見受けられる。

以下は受講者数の推移。

平成25年度 受講者総数:1,028名

各回平均: 68名

平成26年度 受講者総数:2,159名

各回平均: 143名

平成27年度 受講者総数:2,339名

各回平均: 155名

3. 九州大学法学部

旧帝国大学(7帝大)の一つで明治44年に設立された医学部・工学部を前身とした総合大学で、地元では九大の愛称で呼ばれている。大正13年法文学部設置、昭和24年法文学部を廃止し法学部、経済学部、文学部を設置。

法学部広報委員会が発行している「九州大学法学部ニュース」によると、2015年度(平成28年3月)時点の進路は、法学部卒業生198名(内女子83名)中、進学26名(10名)企業88名(42名)公務員56名(21名)その他28名(9名)となっており、他大学を含む法科大学院への進学が16名、上場企業や国家公務員(中央省庁、検察庁、裁判所事務官等)県庁や市役所等に多くの卒業生が就職している。

また、九州大学法科大学院の2016年司法試験合格者は36人で法科大学院合格率ランキングのベスト10に入っている。

4. 社会連携講座の講義内容

「土地境界と登記」と題して全15回(水曜4限目(90分)・2単位)で平成25年度から毎年、後期講座として開講。

本講座は、福岡会の会員が土地家屋調査士としての専門知識や実務経験を踏まえて講義することで土地境界や不動産登記法の知識を学生に習得してもらい、併せて土地家屋調査士業務との関係を講義することにより、将来学生が法曹関係や公務員又は一般企業等に就職し土地の境界問題に関わることになった場合などに少しでも本講座で習得した知識が役立つことを期待すると同時に、土地家屋調査士という



開講式で挨拶する七戸教授

資格者の存在やその業務内容についても周知したい との願いから開講したものである。

15回の講義は、すべて福岡会会員が講師となり 事前公開のシラバスに沿いながらも各講師が独自の 視点や経験に基づいて実際の写真や実務に即した資 料を作成し全15回を8名~10名の講師で分担して いる。

各講義の演題は以下のとおり。

第1回:本講座の目的、土地家屋調査士とは 表示に関する登記(総論)

(不動産登記制度の中での表示登記の役割)

第2回:登記記録の読み方

(法務局資料、登記記録の見方と調査の必 要性)

第3回:土地の表示に関する登記

(土地の表示に関する登記における判例と 先例の相違点など)

第4回:土地の近代史Ⅰ

(地租改正事業を基準にして明治を振り返る)

第5回:土地の近代史Ⅱ

(明治から昭和までの土地に関する法律の 流れを見る)

第6回:測量に関する理論と実務 I (地積測量図解析のために)

第7回:測量に関する理論と実務Ⅱ

(測量の実務)

第8回:土地の登記の現状

(登記の対象となる国土・行政界・飛び地 などの考察)



大講義室での講義風景

第9回:境界に関する理論と実務 I

(公法上・私法上の境界、登記との関係)

第10回:境界に関する理論と実務Ⅱ (筆界特定制度と境界 ADR)

第11回:境界に関する理論と実務Ⅲ

(土地境界紛争と土地家屋調査士の関わり)

第12回:建物の表示に関する登記 I

(建物登記総論)

第13回:建物の表示に関する登記Ⅱ

(建物登記の実務)

第14回:建物の表示に関する登記Ⅲ

(区分所有の概念、専有部分と共有部分、

規約の設定・敷地権)

第15回:土地家屋調査士の役割

5. 成績評価方法

本講座では、出席を重視しており期末試験をせず に各回ごとに授業の要旨、質問を提出させその理解 度により総合的に評価をしている。

授業ごとに記入してもらう感想などを読む限りで は概ね好評のようで、講義内容について学部に関係 なく多くの学生が興味を持っており、法学部のみな らず他学部の学生にとっても知識の習得に有意義な 講座であるようだ。

6. 講義資料・回答の配布方法

平成25年度の開講当初は講義資料を印刷配布し ていたが、受講者が増え続け印刷経費が膨れ上がっ たこともあって2年~3年目からデータ化を図り、 昨年度からは各回の講義資料データを事前に福岡会 ホームページに掲載し受講生にダウンロードしても らう方式に変更している。各講義の質問に対する回 答も同様である。

7. 学生への期待

「境界 |や「筆界 |の概念だけでなく、土地家屋調査 士が現地筆界の安定や紛争予防に寄与している資格 者であることも本講座を通して理解してもらいなが ら、不動産を取り巻く環境の変化、特に昨今顕在化

しつつある土地所有者不在や不明問題の解決を図る ためには各種法律の抜本的な改革を考える時期が 迫っていることも理解してもらえるような講義を目 指している。

将来、法曹界や官公署で活躍することを期待される学生が多いこともあり、国土の保全や国民生活の基礎となる不動産に係る諸問題を本講座を通じて考えてもらう機会となれば幸いである。

8. 社会連携講座の継続と発展

当初は九大と2年の契約で始まった本講座も年々 受講者数が増加、高止まりで推移し、人気の講座と なりつつあるようでこのまま継続していくことにな りそうである。

また、本講座の更なる発展のためにも本講座を軸 として他大学での講座開設も視野に入れる時期がき ているように思う。



税務大学校短期研修「評価実務」

日本土地家屋調査士会連合会(日調連)では、国税庁からの依頼により、税務大学校における短期研修の講師を毎年派遣しています。この研修は「主として国税局の職員を対象として、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施(国税庁ウェブサイトから抜粋)」しているもので、約30のコースがあり、その中で、日調連は「不動産登記及び測量の実務」の項目を担当しています。講師は平成20年開講当初から講師を務めていただいている東京会の瀧下俊明会員です。平成28年度は9月14日(水)に実施され、37名の国税庁職員の方々に受講していただきました。講義内容は次のとおりです。

- 1 土地家屋調査士とは
- 2 境界線の分類
- 3 公法上の境界(筆界)の再分類
- 4 所有権界と筆界との一致、不一致
- 5 実務における所有権界と筆界との関係
- 6 境界確定とは
- 7 境界確定のながれ

(日調連広報部)



瀧下 俊明会員(東京会)

受しき 我が会、我が地元 vol. 35

函館会

『洋楽発祥の街 函館』

函館土地家屋調査士会西支部 坂本 修康

全国の土地家屋調査士の皆さん、お元気ですか? 函館会の名物土地家屋調査士、坂本です。

皆さんは「函館」を思い浮かべたとき、何を連想されますか?

"夜景の街 函館"、"イカの街 函館"、"五稜郭 のある街 函館"、"北海道新幹線が開通した街 函 館"、"GLAYが生まれ育った街 函館"

他にもたくさんあると思いますが、この紙面をお借りして皆さんがまだ知らない函館をご紹介いたします。それは、"我が国初の洋楽発祥の地 函館"です。

時は1854年、アメリカ合衆国東インド艦艇司令 長官、マシュー・カルブレイス・ペリーは、横浜に て日米和親条約を締結した後、開港予定地である函 館を視察するために函館を訪れました。

先遺隊の帆船3艇が函館に到着したのは同年5月 11日のことでした。

17日には、ペリーを乗せた黒船2艇が来函したようです。

函館の町民は、艦上から聞こえてくる軍楽の響き を耳にしたといわれております。

さて、函館町民が間近に西洋音楽を聴いたのは 1854年5月26日に行われたヴァンダリア号乗務員、 ジェイムズ・G・ウルフの葬儀の時が最初だと思わ れます。

翌27日には、同じヴァンダリア号乗務員のG・W・レミックが死亡し、昨日同様の葬儀が行われました。 当時、艇に乗っていた人々は壊血病(ビタミンC不足)で亡くなる方が多かったようです。

葬儀の模様は、函館の名主小嶋又次郎という人が 記した「亜米利加一条写」(市立函館図書館蔵)に挿絵 入で紹介されております。

これを見ると、着岸地点から墓地までの間、ファイフ(横笛)とドラムを使用した葬送行進曲が奏でられていたことが分かります。

この演奏された曲は、ヘンデルのオラトリオ「サ

ウル | の葬送行進曲でした。

函館町民が間近で最初に耳にした西洋音楽は、なんとヘンデルの曲だったのです。

さて、1854年5月29日ペリーは、函館で応接に あたられた松前藩主たちを艦艇に招いて交歓会を行 いました。

松前藩用人たちは、響宴に出席し、乗務員たちが 演じるシンストレル・ショーに興じました。その予告 プログラムの現物が残っており、アメリカ訛りでハコ ダディと記載されているのが面白いと思いませんか? "シンストレル・ショー"とは、当時アメリカで大人 気を博していた、手や顔を黒塗りにして黒人に扮した 芸人たちが黒人訛りで歌や踊りに加え、漫才のよう なショーだったようです。このショーのプログラムに 載っているほとんどの曲が突き止められております。

だがしかし、このプログラムで注目されるのは第 2部3曲目で歌われているフォスターの[主人は冷た い土の中に]が載っていることでした。

この歌は、ペリーがアメリカを出発する直前に出版 されたフォスターの最新作でした。アメリカの最新作 がリアルタイムで函館に運ばれていたことになります。

当時シンストレル・ショーが人気を博したのは、「草競馬」、「おおスザンナ」、「故郷の人々」などフォスターの最新流行歌曲を積極的に取り上げたことにありました。フォスターの歌曲は、横浜や下田でも歌われていたようです。

以上のことから、函館の近代洋楽史は1854年に 始まったといってよいでしょう。

1855年に日露和親条約が結ばれ、その3年後の1858年にイワン・ゴシケビッチが初代の日本領事として函館に着任しました。1861年には25歳の青年ニコライが領事館付属の司祭職として来函、さらに、その3年後の1864年にはニコライの補佐役としてサルトフが読経者として函館に訪れております。

幕末・明治初期の洋学史を研究している中村理平

氏の調査によると、1871年(明治4年)5月の時点で読経者(唄経者)のサルトフの指導で日本人の合唄隊が聖歌を日本語で歌っていたのは間違いないと認識されております。

これまで最初の日本語讃美歌については、1872年(明治5年)9月に横浜で行われたプロテスタントの横浜宣教師会議でバラ神父によって提示された2編「エスワレヲ愛シマス」と「ヨキ土地アリマス」の試訳をその場で歌ったのが始まりとされておりましたが、それよりも1年早く函館で賛美歌が歌われており、近代史における洋楽第1号であったのです。

さらに、1874年(明治7年)の時点でサルトフの 指導により4部合唱が函館において歌われていたと 中村氏の調査から読み取ることができます。

4部合唱は、1879年(明治12年)政府設置の音楽 取調掛(現在の東京芸術大学・東京音楽大学)が初め て取り入れたとされており、当時の函館の先進振り が偲ばれます。サルトフは、1874年(明治7年)に 急死、船見町のロシア人墓地に今も眠っています。

歴史が好きな、土地家屋調査士の皆さん、新幹線も3月に開通いたしましたのでお気軽に函館を探索していただければ幸いです。特に日曜日の昼下がり元町界隈を散策してみませんか?運が良ければ元町正教会から信者の方々が奏でる4部合唱の讃美歌を聞くことができます。どうです?タイムスリップの旅に出てみませんか。



ハリストス正教会



旧ロシア領事館



在日ロシア人墓地



『おいないさ!美し国、伊勢志摩へ 第32回日調連親睦ゴルフ三重大会2017』

「おいないさ!名門ゴルフ場へ!」

三重県で名門のゴルフ場といえば、まず名前が挙がるのは、「近鉄賢島カンツリークラブ」です。このゴルフ場は、2006年~2015年までの10年間、「全米女子プロゴルフ協会公式戦」の「ミズノクラシック」「TOTOジャパンクラシック」が開催されたコースで「全米女子プロゴルフ協会公式戦」の厳しい開催基準をクリアーした世界基準、世界レベルのゴルフ場です。

このゴルフ場で、平成29年9月11日に『第32回日 調連親睦ゴルフ三重大会』が、開催されることが決 定しました。三重大会は、まさに世界レベルの「日調 連親睦ゴルフ大会」といっても過言ではありません。

個人的には、もちろん「近鉄賢島カンツリークラブ」でラウンドもしたこともありますし、「ミズノク

三重県土地家屋調査士会 理事 西出 郷志

ラシック」「TOTOジャパンクラシック」もほぼ毎年 観戦に行っておりました。コースの施設はもちろん のこと、芝の管理などすべての面で優れておりゴル ファーなら誰でも一度はラウンドしてみたい素晴ら しいコースです。

主なコースを少しご紹介しますと、スタートホール の1番は505ヤードPAR5、2段グリーンでアンジュレー ションが強くグリーンオーバーは禁物となります。

5番ホールは140ヤードPAR3で高低差はなく、グリーン手前にバンカーはありますが、距離が比較的短めでグリーンは大きく、「ニアピン賞」を狙ってピンをデットに攻めてください。7番ホール485ヤードPAR5は、ミズノクラシック2007年大会で上田桃

子プロがアルバトロスを達成したホールです。11番ホール165ヤードPAR3は、英虞湾を望むホールロケーションが美しいショートホールで、風の強弱で難易度が大きく変わるホールです。15番ホール405ヤードPAR4は、フェアーウエイが広く思い切ってドライバーが振れるでしょう。セカンドは、打ち上げでグリーン面が見えない砲台グリーンなので、距離感が要求されることになります。「近鉄賢島カンツリークラブ」の名物は、身の丈を超す深いバンカーが砲台グリーンをガードしている「アリソンバンカー」です。切れ味鋭いアイアンで砲台グリーンを確実に

とらえて是非とも攻略していただきたいと思います。

全国各会への『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』のご案内は、平成29年6月頃を予定しております。「近鉄賢島カンツリークラブ」のラウンドは、30組120名を確保しており、豪華景品も山のようにご用意させていただき、皆様をお出迎えできるよう三重会が総力をもって準備を進めております。

全国の土地家屋調査士ゴルファーの皆様、『第32 回日調連親睦ゴルフ三重大会』に是非、ご参加くだ さいますよう、心からお待ちしております。

「おいないさ!観光の街、伊勢志摩へ!」

三重会としては、全力でおもてなしをさせていた だこうと最高のゴルフコースをご準備いたしました が、私からはゴルフをされない方のために観光コー スのご紹介をさせていただきたいと思います。

今回開催いたします三重大会のサブタイトルは『おいないさ!美(うま)し国(くに)、伊勢志摩へ』とさせていただきましたが、「おいないさ」とは、伊勢弁で「いらっしゃい」という意味です。また「美(うま)し国」とは、日本書記にその物語が記されており、天照大神の鎮まる地を求めて倭姫命が旅に出ましたが、伊勢にたどり着いたときに「この神風の伊勢の国は、常世(とこよ)の浪(なみ)の重浪(しきなみ)よする国なり、傍国(かたくに)のうまし国なり。この国に居らむとおもふ」と伊勢の国はうまし(美しくすばらしい)国であるからここに内宮を鎮めたいと告げられたことにちなんでおります。

その「美し国」で伊勢志摩サミットが開催されましたが、会場となった志摩観光ホテルは、リアス式海岸の美しい英虞湾に浮かぶ賢島にあります。今回は特別に志摩観光ホテルでのランチを楽しんでいただこうと考えています。また、ランチの前に志摩観光ホテルを含む英虞湾の景色が一望できる「横山展望台」から伊勢志摩の絶景をお楽しみいただき、そして、上からだけではなく、英虞湾をクルーズして、海からの景色も堪能していただくことで、目が満腹になった後で、お腹も満腹にしていただけるというまさに美し(旨し)国企画です。

ランチの後は、いよいよ「心のふるさと」ともいわ

三重県土地家屋調査士会 副会長 古尾 圭一

れる伊勢神宮内宮へ参拝に向かいますが、伊勢神宮 では神話さながらに稲作にもとづく多くの祭事が現 在でも粛々と続けられており、たとえば、現在のご 神殿は平成25年に式年遷宮で建てられたものです が、それから20年後の平成45年には、現在空き地 となっている隣の敷地に同じ形のご神殿が建てられ 神様も引っ越しをするという行事が約1300年間続 いています。以前に「伊勢神宮を世界遺産にする」と いう話もありましたが、いまだに世界遺産として登 録されていないのは、遺産ではなく神話の姿そのま まに生き続けているからです。常に若々しい、みず みずしい姿を保つために、伝統技術の伝承を行って いく「常若(とこわか)」の精神は、現在、我々土地家 屋調査士がおかれている状況を打破するためにも必 要かもしれません。古くから"お伊勢さん"と親しま れた神宮を参拝することにより、閉塞感が漂う現代 において、今を感謝して「未来を信じられる」ように なることで発展していく力を生むのではないでしょ うか。そのほかにもお伝えしきれない観光資源がた くさんありますが、それにつきましては、お越しに なられた時に地元の土地家屋調査士にお気軽にお尋 ねいただければ、最高の笑顔を準備してご案内させ ていただきたいと思います。

それでは、全国の土地家屋調査士の皆様、ゴルフをなされない方も『第32回日調連親睦ゴルフ三重大会』に是非、ご参加くださいますよう、心からお待ちいたしております。

11月16日 ~12月15日

REPORT

11月

17日

高村正彦衆議院議員「高村正彦君を囲む会」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 の会長でもある高村副総裁の勉強会に、山口会所 属の戸倉日調連常任理事、横山全調政連会長とと もに参加。最近の政局や国際問題等について幅広 いお話を伺う。立錐の余地もないほど盛会であっ たが、直接お祝いとお礼を申し上げることができた。

24日

増子輝彦参議院議員「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』 2016 年第8回勉強会」

福島県郡山市出身の増子輝彦議員の勉強会に参加。増子先生には、民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長代行を務めていただいている。この日は、観測史上初めて11月に都心で積雪が観測され寒い一日となった。また、21日には福島県沖で地震が発生し、津波警報が発令、実際に津波も観測され、東日本大震災からの早期復興を強く意識された勉強会だった。

第5回常任理事会

8月末以来の常任理事会を招集し、各副会長・各部長・事務局から報告を受け、情報共有を図った後、本年度事業全体の進捗状況、各部の懸案事項等を確認。実りつつある「果実」の収穫に向け、会務指示を行った。

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟 総会

自由民主党本部にて開催された標記総会に、全副会長とともに出席。今回、新たに17名の国会議員の先生方が議員連盟に加入いただいたという報告を聞き、心強く思った。また、横山全調政連会長はじめ政治連盟役員の皆さんも同席の上、土地家屋調査士制度に関して「予算・政策要望」を説明し、ご理解とご協力をお願いさせていただいた。

25日

G空間EXPO2016シンポジウム

日本科学未来館にて開催された「G空間EXPO」に今回も日調連として参画し、岡田・海野両副会長、古橋広報部長、小野研究所長、上杉広報部次長、山口・柳澤・藤井理事、今瀬研究員とともに出席。127名ほどの方々が私たちのセッションを訪れていただき、ここ数年間でも最大級の盛り上がりの中で、講演者も先端測量技術や取組を発表され、後段のパネルディスカッションにもつながる有意義な内容だった。年ごとに連合会のセッションに来られる方が増えていると実感した。さらに、全国各地から参加される、特に若い会員の姿は心強い限りだ。

日本測量協会 理事会

日本土地家屋調査士会連合会長として理事を務める日本測量協会理事会に出席。日本測量協会の会員数は本年9月末で12,626名社と順調に増加傾向にあるそうだ。また、各種講習会においては、UAVを利用した三次元計測の受講者が特に増加しており、地理空間情報技術とともに我々も注視が必要である。

26日

地籍問題研究会第17回定例研究会

地籍問題研究会定例研究会も今回で17回目を数える。今回の会場は、明治大学駿河台キャンパスで、テーマは「公図の源流をさぐる」。奈良大学の土平先生による「大和国における地租改正地引絵図の作成経緯と地割に関する諸問題」に続き、藤原勇喜先生の「公図の沿革と現代的意義」の基調講演では、非常に熱い講演を拝聴させていただいた。後半の会員からの研究報告でも各々の地域における研究成果が発表され、非常に意義深い内容だった。

12月

1日、2日

平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当 者会同

全国50単位会のセンター担当者が土地家屋調査 士会館に一堂に会し、市民目線に立ったADRセ ンターの在り方やADR認定土地家屋調査士の活 動、筆界特定制度との連携についてグループ討論 を中心とした情報共有としての会同を開催。当職 の他、菅原副会長、佐藤社会事業部長、芦澤社 会事業部次長、清野・徳永両理事。福岡日調連 ADRセンター委員長、北村日調連ADRセンター 副委員長、大谷委員(海野副会長広報取材)も参加。

5日

登録審査会

日調連の主要業務の一つである、登録審査会を開催。日調連会議室において、各委員の先生方と登録取消しに関する審査を行い、提出された陳述書の内容等について協議した。

6日

三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

毎年この時期に開催されている連絡会に全副会 長、金子常任理事とともに出席。日本公証人連合 会、日本司法書士会連合会からの近況報告をお聞 きし、日調連からも現在の取組や会員の動向等に ついて報告し、意見交換を行った。

7日

元連合会副会長青野正昭先生の告別式

宮城会所属で日調連副会長を務めていただいた青野正昭先生の訃報に接し、告別式に参列させていただく。改めて先生の大きさに敬意を払うとともに、制度の発展を誓い、お別れ申し上げる。ご冥福をお祈りします。

8日

第9回正副会長会議

早いもので、平成28年最後の正副会長会議を招集。各副会長、総務部長から担当事案に関して報告を受ける。また、次年度の事業計画案、予算案に関しても日程を意識した対応を指示。

8日、9日

第4回理事会

理事会を招集し、審議・協議を行う。各理事とも 活発に意見を述べる場面が多く、「チーム日調連」 としての活動を心強く感じるとともに、年度末に 向けて土地家屋調査士制度に関する「果実」の収穫 も近いことを実感。



地上絵プロジェクトin福島



催:石川県土地家屋調査士会 開催日時:平成28年10月4日(火)

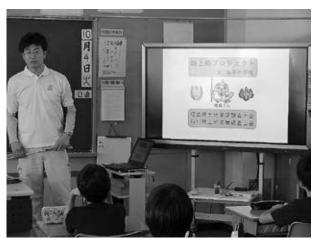
去る10月4日、「平成28年地上絵プロジェクトin 福島|が開催された。

今回の取組は、被災地復興を願う大星顧問ら石川 会の提案に、福島会が賛同して実現したものである。 石川会は全国に先駆けて2011年から出前授業「地上 絵プロジェクト を行っており、そのノウハウを福 島会に伝えることも目的の一つであったため、前夜 祭も含め、二日かけて綿密に打合せが行われた。



打合せをする石川会、福島会の会員

丸田会長(石川会)の挨拶の後、座学が始まった。 有川会員(石川会)は、日本地図や学校敷地のある 14条地図などの身近なものを利用して、測量の考 え方を分かりやすく、ときに土地家屋調査士の仕事 の紹介も交えながら楽しく授業を進めた。



楽しく授業を進める有川会員(石川会)

催:福島県土地家屋調査士会 開催場所:福島県南相馬市立高平小学校

この後、グラウンドに移動して体験授業が始まっ た。石川会が長年培ってきた出前授業のエッセンス が詰め込まれた内容となっている。

参加した6年生の児童全員に全ての作業を行って もらうよう、3人1班に分け、A地上絵測量体験、B ノンプリ体験、C歩測ゲームと三つのブースを作り、 班ごとに交代していく流れで進められた。

3人1班という班分けは、待ち時間を極力減らす こと、児童全員を楽しませることを配慮したうえで のものであると取材後思った。



A地上絵測量体験

児童はTS係、ポール係、距離計測係と順番に体験できます。各 係に会員がついて指導します。TSの操作と、ポール係に指示を だすのが難しそうでした。

(地元のテレビ局も取材に来ていました。)



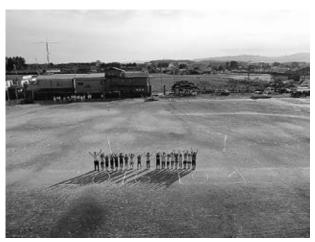
Bノンプリ体験

TSを使って周りの建物までの距離を測ってみます。児童はTSに 興味津々。大人が仕事で使用している機器に触れられるだけでも、 児童はうれしいのではないでしょうか。



C歩測ゲーム(伊能忠敬ゲーム) 自分の歩幅を測ったあと、歩いて距離を当てるゲームです。自分 の靴のサイズで測る児童もいました。記者も実際にやってみまし たが、すごく難しかったです。

児童たちは慣れない作業にとまどいながらも、楽 しく作業を進め、無事、地上絵が完成した。



綺麗な星マークが2つ出来ました。



地上絵をドローンで撮影する石野副会長(石川会) ドローンは児童にも大人気!

最後に教室に戻り、歩測ゲームの結果発表と表彰 式があった。その際児童からは、「測量は難しかっ たけどすごく楽しかった。」「家族にも教えてあげた い。」等の発表があった。



参加児童との記念撮影

今回の地上絵プロジェクトは、復興の一助となっただけでなく、土地家屋調査士の認知度を高める絶好の機会にもなった。石川会では今後もこうした出前授業を継続し、要望があれば他会にも指導に行く意気込みでいる。福島会もこれを機に、震災で中断していた出前授業を再開し、継続していくとのことである。

他会との交流を図りその粋にふれることは、携 わった会にとって大きな刺激になったのではないだ ろうか。

これからもこうした場が全国各地で設けられ、土 地家屋調査士業界全体の発展につながってほしいと 切に願う。



最後に石川会と福島会の皆さんで記念撮影

広報員 福原仁典(秋田会)

国民年金基金から

新年のご挨拶

土地家屋調査士国民年金基金 理事長 西本 孔昭

土地家屋調査士個々の会員にとりまして、土地家 屋調査士国民年金基金は、日本土地家屋調査士会連 合会の財務部の応援と広報活動により、その福利厚 生策としての役割を明確にしていただいています。

広報の有り難さ

八年ほど前、狭溢道路の解消がかなわず、長野県 某市で起きた衝撃的な殺人事件のテレビの報道で、 地元の風景と事件の背景が語られた後に、まず最初 に東京土地家屋調査士会のガラスの扉が開いて、入 り口に並ぶ書籍類が映されました。ADRや筆界特 定の文字がくっきり映し出され、早くからこういう ところへ相談していれば、こんな悲しい事件が起こ らなかったかもしれない、という番組の導入部はと ても説得力のあるものでした。

その十年くらい前には、「違法分筆」という大きな 文字が新聞紙面に踊っていました。どこの誰に取材 したのかも分からないままでしたが、こんな報道そ のものが許せません。二度と起こり得ぬように、日 調連事務局の職員の方々に多忙な業務の終了後、土 地家屋調査士業務の夜間講座を設けて聴講していた だき、外部からの電話一本にも油断しないようにお 願いしたことがあります。

近年の傾向として法務局・地方法務局が、土地家 屋調査士会や司法書士会と共催してシンポジウムを 開催し、また目に見える催しを政治連盟や公嘱協会 と共に各地で実施していただいています。空き家対 策や、所有者の把握困難な土地の対策など、私たち の日ごろの業務にマイナス要因となっている事柄を解 消することに取り組んでいただいています。私たち土 地家屋調査士国民年金基金の関係者すべての人の願 いも、土地家屋調査士の制度の発展と、土地家屋調 査士会員の隆盛と会員の増加にありますから、各地 でできる限りのお手伝いをさせていただいています。

朝日新聞朝刊の下段に載る「天声人語」は、有名校の入試問題に利用されこともあって各界の注目を集めていますが、平成27年11月26日に東京土地家屋調査士会が「空き家」を題材にした川柳を募集したところ、全国から4,000句もの作品が集まったとして

紹介されています。

「買い手無し 払えば赤字 解体費」
「ふるさとの 空き家に集まり 遺産分け」
「気を付けろ! 地震雷 火事空き家」
「まだ住める 空き家リユース シェアハウス」
「空き家買い 夫婦でリノベ 会話増え」
様々な観点から、点在する空き家やその予備軍に
関心を寄せる、すごい広報でした。

土地家屋調査士国民年金基金の上部団体である国 民年金基金連合会が、昨年の基金制度改正法につい て、私や司法書士国民年金基金が塩崎厚労大臣と直 接意見交換したことに不信感を抱いたようなので、 機会を見て基金連合会の役員の方々に思い切って言 いました。私たち土地家屋調査士は、税務署所属の 調査員として戦前からの請願に基づく運動と、シャ ウプ勧告を味方につけた固定資産税の地方税化とと もに、必要欠くべからざる資格士業と認められた者 です。昭和25年に成立して、翌年の第2回の全国 土地家屋調査士会連合会総会は参議院会館会議室で 開催され、昭和31年まで毎年参議院会館会議室で 行われました。社会に職能として認知され、発展、 安定していくために政治と無関係の訳がないことを ついつい力説してしまいました。

今年も土地家屋調査士国民年金基金の事務局の皆さん方と共に、土地家屋調査士の方々のかけがえのない福利厚生策としてお役に立ちたいと頑張ります。皆様方の一層のご活躍を祈念申しあげます。



平成 28 年度限定 新規加入キャンペーン

土地家屋調査士国民年金基金 限定



- ·期間: 2016年4月1日~2017年3月31日
- ・対象者:上記期間中に土地家屋調査士国民年金基金に新規ご加入いただき、初回掛金の納付ができた方 注:現在、国民年金の掛金をお支払い中の方が対象となります。
- ①土地家屋調査士国民年金基金に未加入の人が基金に「加入申出書」を送る
- ②加入の手続きが完了したら、1,000円分の図書カードをブレゼント ③初回の掛金引落日に、口座から掛金の引落ができたことを確認

④1万円キャッシュバック決定 ⑤初回の掛金引落日から2ヶ月以内に、 口座に1万円をお振込みします



2月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

2月15日までが

ご加入・増口のチャンス!

お問合せは今すぐ!

地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル 0120-145-040 (平日9:00~17:00)

公嘱協会情報

Vol. 123



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 倉富 雄志

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になりましたことに感謝申し上げるとともに、今年もよろしくお願いいたします。

また、平素は私ども全公連の活動につきまして、 多大なるご理解とご支援を賜っておりますこと心よ りお礼申し上げます。

従来、私は公嘱協会の将来への展望は、地図整備 と災害対応ということを述べてきましたが、この二 項目について全公連の取組と私の思いを述べさせて いただきます。

1 地図整備事業と建物所在図作成事業への展望

平成28年度に松山地方法務局管内で、不動産登記法第14条第1項に規定する「建物所在図」作成作業のモデル作業も実施されています。高度で精密な不動産登記法第14条第1項地図をベースマップに、既登記建物の位置形状を世界測地系に準拠して明示するとともに、未登記建物情報、滅失建物情報等を把握することは、不動産登記法の意義からも極めて重要な業務になるに違いありません。

地図整備事業も建物所在図作成作業も、不動産 に係る国民の権利の明確化という土地家屋調査士 の責務を果たす上でも重要な業務であるととも に、大規模災害発生からの迅速な復旧に寄与する ことになりますし、公嘱協会及び土地家屋調査士 の未来を開拓する事業であるという意味でも大き な柱となります。

今後とも全公連と加盟協会は地図整備事業、建物所在図作成作業にまい進していくこととなります。

2 全公連の取り組む災害対応への取組

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から 5年、平成28年4月14日、またしても想定外と する「熊本地震」が発生いたしました。

全公連と加盟協会は、平成23年8月に「大規模 災害発生における相互支援協定」を締結していま すので、義援金による支援要請を行いました。多 くの加盟協会の賛同を得まして、総額1,100万円 の浄財の提供を受けまして、即刻熊本公嘱協会へ 送付したところでございます。

大変な地震被害を受けました熊本公嘱協会は、 県内地方公共団体の求めにより住家家屋被災認定 調査作業や熊本地方法務局の事業であります建物 滅失調査に取り組んでいることの報告を受けてい ます。

現在、全公連では、災害の規模・種類ごとに復興処理マニュアルの作成を行っていますが、加盟協会への配布を早急に行い、協会・調査士会の連携を前提とした体制造りに努めるとともに、官公署との共同研修・共同訓練の実現に取り組んでいきたいと考えております。

これら二項目以外にも、全公連の会務運営の合理 化、財政の健全化や全公連加盟協会の適正運営にか かる課題など多くの問題が山積していますが、微力 ながらもその改善に取り組んでいく所存であります。

全公連では、今後とも日調連、全調政連との連携 を保ちながら、土地家屋調査士制度の維持発展と土 地家屋調査士の社会的・経済的な向上のため活動し ていきますので、これまでと変わらぬご支援を賜りま すことを祈念しまして、新年のご挨拶といたします。

公益財団法人公益法人協会のセミナーに 参加して

全公連加盟協会が特例民法法人から公益社団法人への移行の際、大変お世話になり、今でも全公連にとって心強い味方である公益財団法人公益法人協会の主催で、トップマネジメント・セミナー 2016が神奈川県逗子市のIPC生産性国際交流センターにて開催されました。

参加されている方々は、公益財団法人等の役員 17名で、助成型法人・事業型法人と二分されますが、 抱える問題は共通しているように思われました。

各セッションが90分単位で区切られ、各セッションは以下のとおりです。

セッション 1 「法人運営とリスクマネジメント」

セッション 2 「社会的インパクト評価をめぐる動向」

セッション 3 「東北被災地は今~コミュティ再生 支援活動の現状と課題」

セッション4 「公益法人の役員のあり方、法人運 営を考える」 セッション 5 「資本主義の中に倫理を見出す~市民 社会と信任関係~」

セッション1は、公益法人としての適切な運営は、

- ①税制優遇処置を受けた社会的存在であり、ノブレス・ オブリージュ (身分に伴う義務)を果たすべきこと
- ②市民にとって利益になるかどうかの判断が決め手で あり、市民は法人のお客様という感覚が大切である こと
- ③公益法人制度とその役割をよく理解するとともに、 法令・定款・諸規則そして公益法人としての倫理を 順守すること
- ④公益法人の財産は公のものであり、それを喪失した り毀損したりすることは許されないこと
- ⑤徹底した情報公開により、公益法人の存在価値を市 民に理解していただき、支援され愛される存在とな ること

を学び、再確認致しました。

セッション2は、人口減少・高齢化が進展する中、複雑化・多様化する社会の課題に対応するためには、従来の行政中心の取組だけでは限界があり、人材・資金面での民間資源を活用する必要があることから、「休眠預金活用推進法」を例にあげ、ロジックモデルを引き合いに、近い将来、社会的インパクト評価が一般化することを想定して、対応のための準備を進めておくことが必要であるとのことでした。

我々とかけ離れたように思われるのですが、評価の 過程は、計画、実行、分析、報告・活用となると参考 にすべき内容が多々含まれているように感じました。

セッション3は、福島県名取市での避難所支援の報告でした。

心に残ったのは、"人と人のつながりは、多くの財産を亡くしたがそれに代わるものとして手に入れた" との言葉でした。

先の熊本地震や阪神大震災・新潟中越地震で耳にしなかったことは、支援物資から選べずに身にまとっている衣類を割烹着やエプロンがあればと思ったとのこと、外国人への支援のこと、病院・銀行・集会所等の機能している場所を知らせる支援のことなど、市町村と避難所支援をするときに、事前に考えておくことは多数あることを、再認識しました。

ある農家のお母さんが支援物資をいただいて言った そうです、 「1つもらうと2つもらいたい。2つもらうと4つ もらいたい。4つもらうと8つもらいたくなる。そ の気持ちが悲しい

避難所支援は、傾聴して気持ちの整理に手を貸すことが大切なことのようです。手助けはするけれどもあくまで自活するための支援でなければならないと感じたそうです。過ぎた支援をやりたくなる気持ちがあるのを抑えながらの葛藤が垣間見られました。

セッション4は、ラウンドテーブルディスカッションにおいて、財源について、出向社員・役員改選により役員となった方々のガバナンスについて、理事と事務局長兼務についてなどを設問とし議論を重ねていきました。

財源については、助成型法人の大半は株による収益により運営されており、昨今の株式の変動には、 苦慮しているとのことでした。

事業型法人は、官公署に啓蒙活動により事業を展開しているとのことです。全公連加盟協会と同じようなスタイルにて事業展開をしているようにうかがえました。ただ、その事業内容は千差万別のようですから、全公連開催の理事長会議において同じような手法を用いて議論をし、認識を高めていくことができることを心強く思いました。

セッション5は、医者は患者の命を信頼によって 任される。患者は医者を信頼して自らの命を任せて いる。信頼によって仕事を任せ・任されている関係 が「信任関係」といえるのではないか。

この「信任関係」を伝統芸能である歌舞伎・能・文楽 (人形浄瑠璃)に結び付けて説明していただきました。

その前ふりが、資本主義についてからのスタートでした。久しぶりに耳にするアダム・スミスやカントの思想から始まり、ミルトン・フリードマン、ジョージ・ソロス、アリストテレスなどたくさんの例をかかげ、よりわかりやすく説明するのに苦慮していただきました。

伝統芸術には、ある決め事が存在する。歌舞伎の 役には隈取があり、能の役には能面があり、文楽の 役には人形がある。

この人形遣いと人形の関係が、信頼関係の超越したものではないかとのことでした。

人形遣いが自己利益を追及したら、人形は一方的 に搾取されてしまうことになりかねない。「忠実義 務」を負うことによってのみ維持可能なのではないかとのことでした。

結びに、個人、職業、組織において「倫理性」の要請がますます重要な役割を果たす社会になるとのことでした。

(全公連副会長 小山進吾)

会議予定

1月18日 平成29年新年賀詞交歓会

1月18~19日 第6回正副会長会議

1月19~20日 第4回地図作成研究委員会

第7回嘱託登記業務研究委員会

1月24日 第5回災害対応検討会

1月27日 全司協第22回未登記問題研究会

2月12~13日 第6回理事会 2月13~14日 全国理事長会議 4月11~12日 第1回監査会 4月12~13日 第1回理事会

4月13日 第1回役員選考委員会

6月5~6日 第2回理事会

6月6~7日 第32回定時総会及び第1回研修会



土地家屋調査士新人研修修了者

平成28年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

中国ブロック協議会(23名)

広島会(9名)

深 井 完 次	赤木一郎
小野 真紀子	賀家 幸二
福井 愛子	鈴 木 克 巳
松浦清文	上 原 武
下桶 敦司	

山口会(8名)

篠田 智昭	有吉清
阿川 哲雄	山 根 良 吾
古屋 孝之	西村 暢夫
木 下 修 治	長 畑 宏

岡山会(3名)

笠 原	太陽	山本	由 香	
神原	章 紘			

鳥取会(2名)

國 米	剛	森 木	琢 磨	

島根会(1名)

兼崎淳男

(順不同・敬称略)

平成 28 年度第 2 回釧路土地家屋調査士会全体研修会に参加して 研修テーマ 『GNSS 測量の実務(基礎)』

9月17日(土)本年度第2回目の釧路会全体研修会が行われました。開催場所は帯広の森運動公園内にある『明治北海道十勝オーバル』2階研修室での開催となりました。今回の研修会場は国際大会を行うことができる屋内スピードスケート場であり、研修室からは1階のスケートリンクを見渡すことができます。当日は午後から高校生、大学生、一般の記録会が開催されておりました。

研修テーマ『GNSS測量の実務(基礎)』

今回の研修は、'GNSSを使用する会員が増えたが、ネットワーク型RTKを正しい方法で使用しているか?'ということを確認するための研修であり、以前当会の大先輩から、'近年の研修会は座学ばかりで、野外実習なども土地家屋調査士には必要である。'との意見が出たこともあったため、測量実習を兼ねた研修会を行うこととなりました。実際に私が土地家屋調査士登録を行って18年目となりますが、全体研修会として測量実習を行うのは初めてであり、今回は札幌会、函館会、旭川会からも研修会に参加していただきました。

当日は、午前9時30分から、株式会社ニコン・トリンブル サーベイ営業部の廣瀬清和様を講師に迎え、第1部『マルチGNSS時代の測量作業について』を課題とした研修会が始まりました。

・マルチGNSS測量マニュアル(案) 国土地理院 技術資料G1-No.18

<概要>

従来、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システム(GNSS)として、米国のGPS、日本の準天頂衛星システム(QZSS)、ロシアの



釧路会全体研修会 研修風景



研修会場 『明治北海道十勝オーバル』 屋内スピードスケート場

GLONASSが利用されてまいりました。これらに加え、近年、欧州連合のGalileoや新たな周波数帯(L5帯)の信号を利用する「マルチGNSS」の環境が整ってきました。国土地理院では、このような環境の下、マルチGNSSの信号を単独若しくは複数の組合せで行う測量の作業マニュアルを制定しました。

これにより、Galileo、新たな周波数帯(L5)を使用した1~4級基準点測量が実施可能となります。(国土地理院ホームページより抜粋)

このマニュアルは公共測量作業規程準則第17条



参加者集合写真

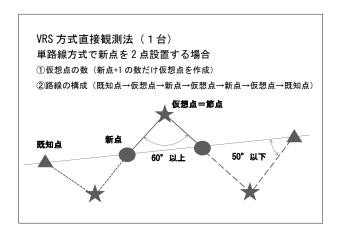
第3号により、国土地理院が定めた新しい測量方法のマニュアルであり、準則の規定を拡大する位置づけとされたものであるとの説明がありました。(準則本文の改訂を待たずに、最新衛星測位技術を利用できることになった。)

実際に当会会員が使用している最新式のGNSS は準天頂衛星、L5帯の周波数を使用することがで き、条件が良ければ一般住宅の真横でも観測が可能 とのことでした。

第2部『測量実習~ネットワーク型RTK - GPS 方式における単点観測』

昼食後、屋外での測量実習が行なわれました。 研修会当日は、7台のGNSSを使用し7班に分かれて実習を行いました。普段からGNSSを使用している会員が班長となり使用していない会員をレクチャーする班編制となっています。

課題は、「単路線方式で新点2点を設置する場合」 です。(図、参照)



時間短縮のため、既知点2点は、事前に観測済みです。現地に設置した新点にGNSSを設置し、あらかじめ条件内で座標登録してある仮想点を変更しながら観測を行っていきました。こちらも前段で記述しました、公共測量作業規程準則第17条第3号の新しいマニュアルを採用し、'新点+1の数だけ仮想点を作成'する課題に基づき実習が進められました。

観測終了後は研修室へ戻り計算方法の確認をいたしました。参加した各会員の熟練度もあるため一度の研修会で全てを覚えて帰るのは難しいことではありますが、実地を含めた研修会はとても良いものでした。これは釧路会のように会員数が少ない会だからできる全体研修会であり、今後もこのような研修会があればまた参加したいと思います。

私的な第3部『ドローンを使用した現地の実測』

研修会翌日の9月18日(日)、釧路会オホーツク支部の横山太郎会員が帯広市の隣町、音更町にある「北海道立十勝エコロジーパーク」敷地内でドローンを使った現況測量を行うと前述の研修会で聞いていたため、私的な興味もあり横山会員の実務を取材してきました。(彼と私の事務所は車で約3時間半の距離があるため、話しには聞いていましたが今まで見る機会がありませんでした。)横山会員が使用するドローンは2種類あり、6枚の回転翼により飛行する'へリコプタータイプ'とF117ステルス戦闘機のような形状の広域の調査に対応できる'飛行機タイプ'があります。今回使用するのは'飛行機タイプ'となります。今回の調査面積は141 ha(東京ドーム30個分)であり、とても広大な敷地を測ることにな







実地研修



使用機材ドローン



発射準備完了

ります。なぜそんな調査が必要なのかといいますと、本年8月に北海道(十勝地方)を直撃した4つの台風が原因となります。現場となる'エコロジーパーク'は川沿いに作られた多目的公園なのですが、洪水によって敷地内に土砂が流れ込み使用できなくなった部分があり、そのための現況把握調査が今回の業務となります。現場へ着くと事前準備の対空標識の設置が完了しておりました。ほどなく敷地内に設置した発射台にドローンがセットされカウントダウンが始まりました。'3・2・1・ビューン'あっという間にドローンは舞い上がり旋回を始めました、上空約150 m付近を40分かけて観測するのが、今回のドローンのミッションです。(150 m以上の飛行は



横山太郎会員とドローンと発射台

航空法の許可が必要となります。) 時折、コントロー ラーで何かを確認する横山会員、基本的には飛行は 全て全自動とのこと。着々とデータ取りが行われ、 飛行完了の予定時刻が近づいてくると'あと1往復で 終了します。'との声が掛かり、着陸信号のスイッチ が押されました。ドローンはグングンと高度を下げ てきます。着陸箇所は草地で障害物は何もありませ ん。'3・2・1・ザザー'なんと着地方法は胴体着陸 です! '壊れないのかな?'と思い尋ねてみると、外 側(飛行機部分)は消耗品であり、中の精密機械の値 段が高いのだということでした。今は飛行回数も増 え慣れてきたということでしたが、使用当初は着陸 地点のプログラムを誤り電柱にぶつかってしまった こともあったとのことでした。いろんな苦労をしな がらここまで使いこなすまでになったことが容易に 想像できます。機材一式の値段を聞きますと約800 万円ほどするそうです。それを国の補助金制度など を利用して購入し、まだ元は取れていないとのこと でしたが目を輝かせながらこれからの展望を語る彼 はとっても頼もしく見えました。

今回の2日間の取材を通し技術は'日進月歩'進んでいるということを改めて感じました。

いつか、横山会員自身が書いたドローンの原稿を 全国の皆様に読んでもらいたいなーと思いました。 広報員 松田整(釧路会)

大規模災害基金状況

平成 28 年 11 月 14 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	255,618,114
一般会計繰入金計	¥	56,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,478,418
災害見舞金計	¥	-158,305,000
他の支出	¥	-4,910,194
収支	¥	158,181,338

各会からの大規模災害寄附金合計 (平成9年度から平成28年度まで)

平成 28 年 11 月 14 日現在

寄	附金額
¥	22,490,000
¥	13,058,000
¥	16,095,820
¥	8,955,029
¥	6,401,500
¥	2,342,386
¥	4,399,000
¥	9,006,699
¥	1,452,370
¥	5,306,500
¥	6,865,900
¥	20,112,000
¥	5,276,107
¥	20,457,812
¥	2,223,564
¥	3,313,632
¥	2,259,538
	4 5 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 4 4 5 4 5 6 7 8 8 9 10 10 10 10 10 10 10 10 11 12 12 13 14 15 16 17 18 18 10 11 12 12 12 12 12 12 13 14 15 16 17

調査士会名	寄	附金額
愛 知	¥	11,117,295
三重	¥	4,708,081
岐阜	¥	2,539,323
福井	¥	1,674,786
石 川	¥	2,847,000
富山	¥	2,221,000
広島	¥	1,924,735
山 口	¥	2,149,000
岡山	¥	2,069,928
鳥取	¥	1,536,339
島根	¥	1,532,150
福岡	¥	7,725,500
佐 賀	¥	2,135,595
長崎	¥	3,987,004
大 分	¥	3,508,000
熊本	¥	3,086,000
鹿児島	¥	5,854,000

調査士	会名	答	好附金額
宮	崎	¥	3,399,000
沖	縄	¥	3,551,000
宮	城	¥	3,707,749
福	島	¥	4,786,051
山	形	¥	1,260,426
岩	手	¥	3,779,143
秋	田	¥	1,371,852
青	森	¥	2,382,300
札	幌	¥	5,890,866
函	館	¥	1,219,000
旭	Ш	¥	1,215,000
釧	路	¥	1,794,000
香	Ш	¥	3,000,000
徳	島	¥	2,084,134
高	知	¥	2,041,000
愛	媛	¥	3,505,000
合	計	¥	255,618,114

義援金等給付一覧

(平成 10 年度から平成 28 年度まで)

支払日	所属会	対 象	事象	4	計
H10. 8.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥	20,000
H10.10.16	茨城	会員 1名	集中豪雨	¥	20,000
H10.10.16	福島	会員 1名	集中豪雨	¥	20,000
H10.10.16	高知	会員 3名	集中豪雨	¥	60,000
H11. 4.14	岡山	会員 1名	台風	¥	20,000
H11.11.16	愛知	会員 4名	竜巻	¥	80,000
H11.12.10	山口	会員20名	台風	¥	490,000
H12. 4.14	札幌	会員 1名	有珠山噴火	¥	30,000
H12. 6.14	岩手	会員 1名	集中豪雨	¥	50,000
H12.10. 6	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥	200,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥	1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥	100,000
H12.11.27	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥	200,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥	30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥	250,000
H13. 3.28	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥	200,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥	100,000

平成 28 年 11 月 14 日現在

			1 190		. /3	701
支払日	所属会	対 象	事	象	合	計
H13. 4.20	山口	山口会	芸芸	予地震	¥	100,000
H13. 4.20	岡山	岡山会	芸	予地震	¥	100,000
H13. 4.20	香川	香川会	芸	予地震	¥	100,000
H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸	予地震	¥	100,000
H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸	予地震	¥	200,000
H14. 8.12	岐阜	会員 14	名 台原	虱6号	¥	100,000
H14.11.18	千葉	会員18:	名 台風	l,21号	¥	100,000
H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 6.17	福島	福島会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 6.17	山形	山形会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 6.17	青森	青森会	宮城県	県沖地震	¥	50,000
H15. 8. 8	福岡	会員 14	名 九州鎮	美中豪雨	¥	100,000
H15. 8.22	宮城	会員 14	名 宮城県	具沖地震	¥	100,000
H15. 9.25	宮城	会員 74	名 宮城県	具沖地震	¥ ź	2,000,000
H16. 7. 7	佐賀	会員 14	名 佐賀	市竜巻	¥	200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	4	計
H16. 7.23	新潟	会員 14名	集中豪雨	¥	1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥	500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥	250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥	100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥	100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥	150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥	100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥	700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥	150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥	150,000
H16.10. 4	広島	会員 13名	台風18号	¥	300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥	100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥	150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥	200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥	300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12名	台風16号、18号	¥	360,000
H16.10.19	山口	会員 21名	台風18号	¥	580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥	250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥	50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥	1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥	1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥	70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥	90,000
H16.11.17	新潟	会員 34名	新潟県中越地震	¥	8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥	100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥	520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥	100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥	20,000
H16.11.25	兵庫	会員 15名	台風23号	¥	3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥	550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥	20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥	200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥	100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14名	新潟県中越地震	¥	2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥	50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥	100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥	150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥	1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥	200,000
H18.10. 4	長野	会員7名	大雨被害	¥	750,000
H18.10.20	鹿児島	会員7名	大雨被害	¥	900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥	500,000
H19. 6.25	石川	会員 21名	能登地震	¥	5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥	1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥	1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29名	中越沖地震	¥	3,625,000

H19.12.27 新潟 新潟会 中越沖地震	支払日	所属会	対 象	事象		슴 計
H20. 6.25 岩手 岩手会 岩手・宮城内陸地震半 500,000 H20.11. 5 三重 三重会 集中豪雨 半 200,000 H21. 9. 1 山口 山口会 中国・九州北部豪雨 半 300,000 H21. 11.16 兵庫 会員 5名 台風 9号 半 500,000 H23. 3.14 宮城 宮城会 東日本大震災運営費 半 2,000,000 H23. 3.14 岩手 岩手会 東日本大震災運営費 半 2,000,000 H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災運営費 半 2,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 半 17,300,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 半 17,300,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 半 11,150,000 H23. 6.17 岩手会 東日本大震災 半 11,150,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 半 600,000 H23. 9. 16 千葉 一芸会 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 千葉 会員 2名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 下葉 会員 14名 東日本大震災 半 3,550,000 H23. 9. 16 三城 会員 14名 東日本大震災 半 3,550,000 H23. 9. 16 三城 会員 14名 東日本大震災 半 3,550,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 150,000 H23. 9. 16 三城 会員 18名 東日本大震災 半 1,000,000 H23. 10. 14 三重 会員 18 東日本大震災 半 1,000,000 H24. 1. 19 三城 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H24. 1. 19 三城 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H24. 1. 19 三城 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 28 東日本大震災 半 1,000,000 H26. 1. 19 三城 完員 28 大雨被害 半 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木 駅東・東北豪雨運営費 半 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 28 大雨被害 半 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 28 大雨被害 半 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 28 大雨被害 半 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 28 大雨被害 半 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 28 大雨被害 半 200,	H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥	1,000,000
H20.11. 5 三重 三重会 集中豪雨 ¥ 200,000 H21. 9. 1 山口 山口会 中国・九州北部豪雨 ¥ 300,000 H21.11.16 兵庫 会員 5名 台風 9号 ¥ 500,000 H23. 3.14 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 3.14 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 3.14 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 1,000,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 ¥ 9,000,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 ¥ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9. 16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 万葉 会員 10名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 西城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 白風12号 ¥ 700,000 H23. 12. 5 山梨 会員 1名 白風12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H23. 12. 5 孫國 会員 1名 由馬15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 下葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 下葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 下葉 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 下葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃本 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 東京北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 東京北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 東京北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 東京北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 東京北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 日本代記記書書書書 ¥ 1,000,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 日本代記記書書書書 ¥ 1,000,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 日本代記記書書書書書 ¥ 1,000,000 H28. 2. 25 茨城 会員 7名 日本代記記書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書書	H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手·宮城内陸地震	¥	500,000
H21. 9. 1 山口 山口会 中国・九州北部豪雨	H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手·宮城内陸地震	¥	500,000
H21.11.16	H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥	200,000
H23. 3.14 宮城 宮城会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 3.14 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 3.14 岩手 岩手会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災災 ¥ 1,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 9,000,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 ¥ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9. 16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 15,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 千葉 台長 大張災運営費 ¥ 1,000,000 H23. 9.16 万葉 台属 日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 万葉 台属 日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 台属 12号 ¥ 700,000 H23. 10.14 石歌山 会員 1名 台属 12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台属 12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台属 15号 ¥ 800,000 H23. 12. 5 安国 会員 1名 白属 15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 下葉 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 500,000 H26. 12. 5 京都 奈城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000	H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥	300,000
H23. 3.14 福島 福島会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 3.14 岩手 岩手会 東日本大震災運営費 ¥ 2,000,000 H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災運営費 ¥ 1,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 9,000,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 9.18 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9.16 干葉 干葉会 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 下葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 下域 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 宮城 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H23.12. 5 長庫 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H23.12. 5 長庫 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 下葉 会員 1名 市本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 下葉 会員 1名 市本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 大雨被害 ¥ 50,000 H25. 1.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 50,000 H25. 1.25 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 10,00,000 H26. 1.25 京都 茨城 茨城会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1.29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 2.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震雨 ¥ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震雨 ¥ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震雨 ¥ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震雨 ¥ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高末地震雨 ¥ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高本 東京本震災 ▼ 2,00,000 H28. 4.25 大分会 平成2年高本 東京本震災 ▼ 2,00,000 H28. 4.25	H21.11.16	兵庫	会員 5名	台風9号	¥	500,000
H23. 3.14 岩手 岩手会 東日本大震災運営費 × 2,000,000 H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災 × 9,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 × 9,000,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 × 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 × 11,150,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 × 11,150,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 × 12,750,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 × 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 × 150,000 H23. 9.16 天城 会員 14名 東日本大震災 × 3,550,000 H23. 9.16 落城 会員 14名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 10.14 中歌山 会員 3名 台風 12号 × 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風 12号 × 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風 12号 × 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風 15号 × 150,000 H23.12. 5 安知 会員 1名 白風 15号 × 150,000 H24. 1.19 天葉 会員 5名 東日本大震災 × 1,750,000 H24. 1.19 落城 会員 1名 東日本大震災 × 1,750,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H24. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 × 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 × 500,000 H25. 10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 × 100,000 H25. 10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 × 1,000,000 H25. 10.23 岩手 会員 3名 関東・東北豪雨 × 200,000 H26. 12. 15 埼玉 祭園 3名 関東・東北豪雨 × 200,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨西 × 200,000 H28. 4. 28 茨城 会員 7名 関東・東	H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥	2,000,000
H23. 4.13 茨城 茨城会 東日本大震災 半 9,000,000 H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 半 17,300,000 H23. 6.17 宿島 福島会 東日本大震災 ※ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ※ 12,750,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ※ 12,750,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ※ 12,750,000 H23. 9. 8 新潟会 新潟会 新潟・福島豪雨 ※ 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 ※ 150,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ※ 150,000 H23. 9.16 茨城 会員 14名 東日本大震災 ※ 8,850,000 H23. 9.16 宿島 会員 18名 東日本大震災 ※ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ※ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 台風 12号 ※ 150,000 H23.10.14 和歌山 会員 1名 台風 12号 ※ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風 12号 ※ 150,000 H23.12. 5 長庫 会員 7名 台風 15号 ※ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ※ 1,750,000 H24. 1.19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ※ 1,750,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ※ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ※ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ※ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ※ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 ※ 1,000,000 H26. 12. 15 京都 ※ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営 ※ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営 ※ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ※ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ※ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ※ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ※ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ※ 2,00,000	H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥	2,000,000
H23. 4.13 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 9,000,000 H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 ¥ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ¥ 12,750,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9. 16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 15,000,000 H23. 9. 16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9. 16 茨城 会員 14名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9. 16 宮城 会員 14名 東日本大震災 ¥ 3,550,000 H23. 9. 16 宿場 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9. 16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10. 14 和歌山 会員 3名 台風 12号 ¥ 700,000 H23. 10. 14 和歌山 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台風 12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 葵知 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H24. 1. 19 千葉 会員 7名 台風 15号 ¥ 150,000 H24. 1. 19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1. 19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1. 19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1. 19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H25. 10. 23 均五 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26. 12. 15 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 2. 29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4. 18 熊本会 平成28年版本地震電費 ¥ 1,000,000 H28. 4. 18 熊本会 平成28年版本地震電費 ¥ 1,000,000	H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥	2,000,000
H23. 6.17 宮城 宮城会 東日本大震災 ¥ 17,300,000 H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ¥ 12,750,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 15,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 万葉 会員 14名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H23.12. 5 鞍回 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 万葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 万葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨至営費 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H27. 9. 18 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H27. 9. 18 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,00,000	H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥	1,000,000
H23. 6.17 福島 福島会 東日本大震災 ¥ 11,150,000 H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ¥ 12,750,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 天城 会員 14名 東日本大震災 ¥ 3,550,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 藤岡 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 藤岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 天葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 宮城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 100,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12. 15 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12. 15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年底地震運費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年底地震災	H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥	9,000,000
H23. 6.17 岩手 岩手会 東日本大震災 ¥ 12,750,000 H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 ¥ 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 茨城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 3,550,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茨城 会員 1名 市本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1. 29 茨城会 平成28年版地震運費 ¥ 1,000,000 H28. 1. 28 茨切会 下成28年版地震運費 ¥ 1,000,000 H28. 1. 28 茨切会 下成28年版地震運費 ¥ 1,000,000	H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥	17,300,000
H23. 9. 8 新潟 新潟会 新潟・福島豪雨 × 600,000 H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 × 150,000 H23. 9.16 千葉会員 2名 東日本大震災 × 3,550,000 H23. 9.16 茨城会員 14名 東日本大震災 × 6,750,000 H23. 9.16 宮城会員 10名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 9.16 福島会員 18名 東日本大震災 × 8,850,000 H23. 10.14 和歌山会員 3名 台風12号 × 700,000 H23.10.14 三重会員 1名 台風12号 × 150,000 H23.12. 5 山梨会員 1名 台風12号 × 500,000 H23.12. 5 時岡会員 7名 台風15号 × 150,000 H23.12. 5 愛知会員 1名 台風15号 × 150,000 H24. 1.19 千葉会員 5名 東日本大震災 × 1,750,000 H24. 1.19 茶城会員 1名 東日本大震災 × 1,000,000 H24. 1.19 福島会員 8名 東日本大震災 × 5,000,000 H24. 1.19 富島会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H25. 10.23 埼玉会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H25. 10.23 埼玉会員 2名 東日本大震災 × 1,000,000 H25. 10.23 埼玉会員 2名 大雨被害 × 100,000 H25. 10.23 岩玉会員 2名 大雨被害 × 100,000 H26.11. 5 徳島会員 2名 大雨被害 × 1,000,000	H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥	11,150,000
H23. 9.16 千葉 千葉会 東日本大震災 150,000 H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 150,000 H23. 9.16 茨城 会員 14名 東日本大震災 3,550,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 4 6,750,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 4 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 4 8,850,000 H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 4 700,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 4 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 4 150,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 4 800,000 H23.12. 5 蒙知 会員 1名 台風15号 4 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 4 1,750,000 H24. 1.19 下葉 会員 5名 東日本大震災 4 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 4 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 5,000,000 H24. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 5,000,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 4 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 5,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 7,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 4 1,000,000 H25. 10.23 岩下 会員 2名 大雨被害 4 1,000,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 4 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 大雨被害 4 1,000,000 H27. 9.18 茨城 大東北豪雨 4 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 4 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 4 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 4 2,100,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成26年版本地震運営費 1,000,000 H28. 4.18 熊本会 平成26年版本地震運営費 1,000,000	H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥	12,750,000
H23. 9.16 千葉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 150,000 H23. 9.16 茨城 会員 14名 東日本大震災 ¥ 3,550,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23. 10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23. 12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 丘梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23. 12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ \$00,000 H23. 12. 5 接岡 会員 7名 台風15号 ¥ \$150,000 H23. 12. 5 接岡 会員 1名 台風15号 ¥ \$150,000 H24. 1. 19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1. 19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1. 19 下葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1. 19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1. 19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 1. 17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 岩手 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 200,000 H26. 12. 15 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 300,000 H27. 9. 18 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 茨城 河東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4. 18 熊本 熊本会 平成26年底和地震運費 ¥ 1,000,000 H28. 4. 18 熊本 熊本会 平成26年底和地震運費 ¥ 1,000,000	H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥	600,000
H23. 9.16 茨城 会員 14名 東日本大震災 ¥ 3,550,000 H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 6,750,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茶城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 高島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 50,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26. 12. 15 京都	H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥	1,000,000
H23. 9.16 宮城 会員 10名 東日本大震災 ¥ 6,750,000 H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風 12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 7名 台風 12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 時岡 会員 7名 台風 15号 ¥ 800,000 H23.12. 5 夢岡 会員 7名 台風 15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茶城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12.15 京都	H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥	150,000
H23. 9.16 福島 会員 18名 東日本大震災 ¥ 8,850,000 H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風 12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 7名 台風 12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風 12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風 15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 干葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 不養 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼五 会員 1名 市本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼五 会員 1名 大雨被害 ¥ 50,000 H25. 10.23 埼五 会員 1名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城	H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥	3,550,000
H23.10.14 和歌山 会員 3名 台風12号 ¥ 700,000 H23.10.14 三重 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12.5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12.5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12.5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H24.1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24.1.19 茶城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24.1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24.10.17 福岡 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 市 本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 50,000 H26.11.5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.12.15 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27.9.18 茨城 茨城会員 7名 東東東東東東藤爾 ¥ 1,000,000 H28.1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪	H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥	6,750,000
H23.10.14 三重 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風 12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風 12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風 15号 ¥ 800,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 市 全員 2名 大雨被害 ¥ 200,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費	H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥	8,850,000
H23.12. 5 山梨 会員 1名 台風12号 ¥ 150,000 H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H23.12. 5 愛知 会員 1名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 50,000 H25. 10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会	H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風12号	¥	700,000
H23.12. 5 兵庫 会員 7名 台風12号 ¥ 500,000 H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H23.12. 5 愛知 会員 1名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茂城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 富島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 電巻 ¥ 50,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 50,000 H25.10.23 埼玉 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名	H23.10.14	三重	会員 1名	台風12号	¥	150,000
H23.12. 5 静岡 会員 7名 台風15号 ¥ 800,000 H23.12. 5 愛知 会員 1名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 菠城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 10.17 福岡 会員 3名 九州地方大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 電巻 ¥ 50,000 H25. 10.23 埼山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25. 10.23 埼工 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26. 12. 15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城会会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2. 29 茨城会会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000	H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風12号	¥	150,000
H23.12. 5 愛知 会員 1名 台風15号 ¥ 150,000 H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茨城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 富協 会員 8名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 10.17 福岡 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25. 10.23 出口 会員 1名 大雨被害 ¥ 100,000 H25. 10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26. 12. 15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H28. 1. 29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000	H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風12号	¥	500,000
H24. 1.19 千葉 会員 5名 東日本大震災 ¥ 1,750,000 H24. 1.19 茨城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 10.17 福岡 会員 3名 九州地方大雨被害 ¥ 500,000 H25. 10.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25. 10.23 埼玉 会員 1名 市被害 ¥ 50,000 H25. 10.23 均工 会員 1名 大雨被害 ¥ 100,000 H26. 11. 5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26. 12. 15 京都 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 茨城 茨城会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9. 18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.18 熊本 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風15号	¥	800,000
H24. 1.19 茨城 会員 1名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24.10.17 福岡 会員 3名 九州地方大雨被害 ¥ 500,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 電券 ¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11.5 徳島 会員 2名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H28. 1.29 茨城 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4.18 熊本 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.18 熊本 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風15号	¥	150,000
H24. 1.19 福島 会員 8名 東日本大震災 ¥ 5,000,000 H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24.10.17 福岡 会員 3名 九州地方大雨被害 ¥ 500,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 竜巻 ¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城会員 7名 関東・東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥	1,750,000
H24. 1.19 宮城 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H24.10.17 福岡 会員 3名 九州地方大雨被害¥ 500,000 H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 竜巻 ¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費¥ 150,000 H27. 12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥	1,000,000
H24.10.17 福岡 会員3名 九州地方大雨被害¥ 500,000 H25.10.23 埼玉 会員2名 東日本大震災¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員1名 竜巻¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員1名 大雨被害¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員2名 大雨被害¥ 100,000 H26.11.5 徳島 会員2名 台風11号¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員7名 大雨被害¥ 1,000,000 H27.9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費¥ 1,000,000 H27.12.15 埼玉 会員3名 関東·東北豪雨¥ 2,100,000 H28.1.29 茨城 会員7名 関東・東北豪雨¥ 2,00,000 H28.2.29 茨城 会員1名 関東・東北豪雨¥ 1,000,000 H28.4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費¥ 1,000,000 H28.4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費¥ 1,000,000	H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥	5,000,000
H25. 1.17 福島 会員 2名 東日本大震災 ¥ 1,000,000 H25.10.23 埼玉 会員 1名 竜巻 ¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11. 5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥	1,000,000
H25.10.23 埼玉 会員 1名 竜巻 ¥ 50,000 H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11.5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27.9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 1,500,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28.1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28.2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28.4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28.4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H24.10.17	福岡	会員 3名	九州地方大雨被害	¥	500,000
H25.10.23 山口 会員 1名 大雨被害 ¥ 200,000 H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11.5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27.9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27.9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28.1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28.2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28.4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28.4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥	1,000,000
H25.10.23 岩手 会員 2名 大雨被害 ¥ 100,000 H26.11.5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27.9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H28.1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28.2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28.4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28.4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H25.10.23	埼玉	会員 1名	竜巻	¥	50,000
H26.11. 5 徳島 会員 2名 台風11号 ¥ 300,000 H26.12.15 京都 会員 7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東・東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東・東北豪雨 ¥ 600,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H25.10.23	山口	会員 1名	大雨被害	¥	200,000
H26.12.15 京都 会員7名 大雨被害 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉会員3名 関東・東北豪雨 ¥ 600,000 H28. 1.29 茨城会員7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城会員1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分会平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H25.10.23	岩手	会員 2名	大雨被害	¥	100,000
H27. 9.18 茨城 茨城会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 1,000,000 H27. 9.18 栃木 栃木会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉会員3名 関東·東北豪雨 ¥ 600,000 H28. 1.29 茨城会員7名 関東·東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城会員1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本熊本会平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風11号	¥	300,000
H27. 9.18 栃木 栃木会 関東·東北豪雨運営費 ¥ 150,000 H27.12.15 埼玉 会員 3名 関東·東北豪雨 ¥ 600,000 H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東·東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東·東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H26.12.15	京都	会員 7名	大雨被害	¥	1,000,000
H27.12.15 埼玉 会員3名 関東・東北豪雨 ¥ 600,000 H28. 1.29 茨城 会員7名 関東・東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H27. 9.18	茨城	茨城会	関東·東北豪雨運営費	¥	1,000,000
H28. 1.29 茨城 会員 7名 関東·東北豪雨 ¥ 2,100,000 H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東·東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H27. 9.18	栃木	栃木会	関東·東北豪雨運営費	¥	150,000
H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥	600,000
H28. 2.29 茨城 会員 1名 関東・東北豪雨 ¥ 200,000 H28. 4.18 熊本 熊本会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000 H28. 4.25 大分 大分会 平成28年縣本地震運営費 ¥ 1,000,000	H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東·東北豪雨	¥	2,100,000
H28. 4.25 大分 大分会 平成28年熊本地震運営費¥ 1,000,000	H28. 2.29	茨城				200,000
	H28. 4.18	熊本	熊本会	平成28年熊本地震運営費	¥	1,000,000
	H28. 4.25		大分会	平成28年熊本地震運営費	¥	1,000,000
	H28. 9.21			平成28年熊本地震	¥	
支出計 ¥158,305,000				支出計	¥	158,305,000

災害見舞金支出合計(平成10年度から平成28年度まで)

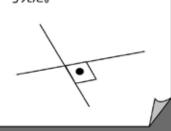
¥158,305,000

土地家屋調査士賠償責任保険

万一のときのために、 是非この機会にご加入を ご検討ください!

お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。



お支払例②

測量中、測量機が転倒 し、付近にいた子供がけが をした。



お支払例③

境界確認のための立会い の際に、立会人がころんで けがをし、通院した。



発生しないケースでも見舞金の 対象となります。 *ただし、事前に保険会社の同意が

保険期間:平成29年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B16-101882 使用期限: 2018年4月1日

日調連主催 「実務講座」~土地境界実務~

土地境界問題解決への貢献のために ~筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を買いて



東京地方裁判所部総括判事(前民事第二課長)

江原 健志

-境界紛争 ADR、所有権確認訴訟における関与-

この二つ自体も違うものですけれども、共通するところとして、対象とするところが今までみてきました筆界とは別のものにあるということを挙げることができると思います。具体的にいいますと、対象とするのは、所有権界ということになります。公法上の境界に対するものとして、私法上の境界というものがいわれることがありますが、それが対象となってくるということですね。そういう意味では、これらの手続の対象は、私的自治の及ぶ範囲になってくるかと思います。ただ、先回りしていってしまうと、建前としてはそうなってはいるものの、肝は、やはり筆界の認定ということになるのではないかというのが私の考えでございます。

その点について説明していきますが、まず、前提 として、一つ目の「境界紛争ADRの意義は、どのよ うな点に求められるのか。ADRの一般的な意義と 境界紛争 ADR の特質 | について考えてみたいと思い ます。ADRについては、今回のプログラムの中で も、別の講義が予定されていると聞いておりますの で、深いところには入りませんが、若干のさわりだ け申し上げますと、ADRは、裁判外の紛争解決手 続ということです。本日のお話の最初のところで、 土地家屋調査士法の条文を確認しましたが、そこに 定義付けをした規定がございます。同法の第3条第 1項第7号。この規定は、括弧書きがたくさん付い ているので分かりにくいのですが、この中にADR の定義規定が設けられています。私のレジュメでい いますと、同項第7号の規定を4行にわたって引用 しておりますけれども、ちょうど下から2行目のと ころで、裁判外紛争解決手続とありますよね。その 後に括弧書きで書いてあるものが一般的なADRの 定義ということになります。つまり、訴訟手続によ らずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当 事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を 図る手続をいう。これが裁判外紛争解決手続です。

さらに、その外側の括弧書き、ただ今読み上げたと ころを含む括弧書きの部分ですけれども、民間紛争 解決手続の定義規定として大きな括弧書きがありま すね。民間事業者が、紛争の当事者が和解をするこ とができる民事上の紛争について、紛争の当事者双 方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契 約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続 をいうとされています。ADRというのは、このよ うに定義付けされております。そして、このよう なADRには、大きく分けて、仲裁といわれている ものと調停斡旋といわれているものの二つがありま す。仲裁というのは、国際条約があって、それに準 拠した仲裁法という法律が司法制度改革の過程で作 られましたが、それに則った手続になります。要す るに、仲裁合意というのが核になるわけでして、こ の仲裁合意というのは、仲裁人の判断に紛争当事者 が紛争の解決を委ねることを約束する、そういった 合意です。裁判というのは、憲法に由来するもので すけれども、国民全員が裁判所ないし裁判官という 仲裁人の判断に委ねることに合意したと考えれば、 広くいえば、裁判も仲裁のようなものですけれども、 その私的なバージョンが仲裁といっていいかと思い ます。それに対して、仲裁以外のADRである調停 斡旋というのは、いろんな個別法やこれも司法制度 改革の過程で作られたADR基本法という法律があ りますが、仲裁人の判断に委ねるということではな く、当事者双方で話し合いを継続して合意を成立さ せるということが肝になる手続です。仲裁というの は、特殊な領域、国際商事紛争や建築請負紛争など ではよく使われているようですが、あまり一般的で はないかもしれません。これに対して、調停斡旋と いうのは本当によくあるもので、境界紛争ADRと いう制度も、こちらに分類されるのではないかと考 えられます。もちろん、仲裁として実施してもいい とは思います。こういった広い意味でのADRとい うものは、訴訟との対比において位置付けられたく くりであるわけですが、裁判というものが究極の紛

争解決手段であり、最後の手段、ラストリゾートで あるとすると、それと比較して、その前段階といい ますか、裁判ないし訴訟までいかなくてもという 意味でよくそのメリットが強調されています。よ く言われるのが、簡易、迅速、低廉です。それか ら、非公開であるとか、手続が柔軟であるなど、そ ういったところに裁判と比較してのメリット、アド バンテージがあるといわれておりますね。境界紛争 ADRは、各単位会が対応する各弁護士会と協力し 合って行われておりますが、こういうメリットがあ るということになるわけです。ただ、ADRは、結 局は調停斡旋であり、他方で、筆界は公法上のもの として私的自治は及ばない、つまり当事者の合意で 筆界をずらすことはおよそあり得ないわけですか ら、当然のことながら、建前としては、その対象は 所有権界ということになります。筆界と所有権界の 違いに由来して、これらがずれるという場合もある わけです。典型的なケースとしては、時効取得です よね。取得時効というのは、民法の規定に基づく制 度ですが、所有の意思を持って、平穏かつ公然、善 意無過失で10年間、物を占有すれば、所有権を時 効取得する、原始取得するということです。また、 所有の意思さえあれば、平穏かつ公然、善意無過失 の要件を欠いたとしても、20年間、物を占有すれば、 所有権を時効取得できますよという制度です。そし て、民法には一物一権主義という原則がありますが、 判例上、一筆の土地の一部についても、時効取得す ることができると解されております。ということは、 筆界線とは一致しない形で、時効取得というものが 生じ、所有権界が成立してくることになります。さ らにいいますと、判例上、一筆の土地の一部の処分、 取引も認められるとされていますよね。その結果と して、筆界と所有権界にずれが生じてくるわけです ね。皆様方も、日々の業務の中で、認識されている と思いますが、境界紛争の中には、当然そういうも のもあるわけですよね。だとしますと、それを解決 するツールとして何かが必要だということで、訴 訟以外にも、ADRが必要になるということですね。 所有権確定訴訟がその訴訟版ということになります ね。所有権確定訴訟と境界紛争ADR、あるいは筆 界確定訴訟との相違点は、今まで御説明してきたと ころから、自明かと思います。

そこで、筆界の専門家の関与というところですが、 そこも、関与の仕方としては、先ほどの筆界確定訴 訟におけるものと似たような話になります。こちら の方は、私的自治の話ですから、処分権主義あるい は弁論主義が当然適用になりますね。そういう違い はありますが、訴訟における関与という意味では、 所有権確認訴訟における関与の在り方は、先ほどの 鑑定や専門委員ということになりますし、ADRの 方では、代理人や手続主催者ということになりま す。では、具体的に、どのような場面で専門家とし ての知見を生かすかということになりますと、結局、 所有権の範囲の確認の訴訟ないしADRというのも、 所有権界と筆界がずれる原因というのは、先ほど来 申し上げているようなことなのですよね。というこ とは、まず、出発点は、何をおいても、筆界を認定 するということになり、それができないとどうしよ うもないということになります。論理的に考えれば 明らかですが、筆界が定まって、初めて、それを前 提として、一部なのかどうなのか出てくるわけです よね。時効取得するかどうか、もちろん時効取得と いうのは、自分のものについての時効取得もできる というのが判例です。ただ、それは救済的な話にす ぎません。例えば、売買契約で取得したはずである がその証明ができない。この土地は、私のものです、 という人がいたとします。その土地の上に誰かが勝 手に建物を建ててしまった。だからどかしてくれと いうことで、所有権に基づく妨害排除請求として、 建物収去土地明渡請求訴訟を起こしたいという人が いるとします。ただ、元々、その人がその土地を所 有しているということの証明として、所有権の登記 がされていれば、推定されるということになっては いるのですが、売買契約の契約書がないとか、そう いうことで証明ができない。そういう場合に、時効 取得、自分の物の時効取得ということになるのです が、そういう形で主張するということは有り得るの ですが、原則として、時効取得の対象は、民法の条 文にもありますとおり、他人のものであるというこ とになります。そうだとすると、まず、どこからど こまでが何番の土地で、どこからどこまでが何番の 土地だということ、つまり筆界が明らかにされた上 で、それをはみ出していれば時効取得ですね、とい うことになるはずです。よくあるのが、屋根が筆界 線をまたいでいるとかいうケースですが、そのケースでも、筆界線をまたいでいるというところが論理的には前提になるはずですよね。このことは、境界紛争ADRでも、同じことだろうと思います。そういうことからすると、筆界の専門家の関与が必要となるということは、明らかだと思うわけですね。

ーおわりにー

最後のまとめに入りたいと思います。

以上、現行の制度における土地家屋調査士の関与 について、みてきました。その中で、幾つかの問題 提起をさせていただきました。

まず一つ目の問題提起は、土地の境界紛争の解決 のためのツールの多様性です。今までみてきたとお り、いろいろとあります。一番基本となるものは、 日々の通常の分筆の登記であるとか、あるいは地積 更正の登記の申請に当たっての筆界の認定。これら も、潜在的な紛争予防という意味、あるいは紛争解 決という意味では、やはり一つのツールではないか と思います。地図の作成作業、あるいは地図の訂 正、それらも、同じであるか、拡大版といえるので はないかと思います。それから、2番目にみた筆界 特定手続ですね。これは、正に境界紛争解決手続で すね。ここからは、紛争が顕在化していることが前 提になってきますが、まずは、第一段階として、行 政手続としての筆界特定手続があるということです ね。それから、更に進んで、従来はこれしかなかっ たわけですけれども、筆界確定訴訟があるというこ とです。加えて、派生的な形で、所有権の範囲の確 認という形になりますが、その根底にはやはり筆界 の確認という作業が論理的には前提となるものとし て、境界紛争ADRとか所有権の範囲の確認の訴訟 があるということです。このように、ツールの多様 性があるということが確認することができたかと思 います。

二つ目の問題提起として、土地の境界紛争の解決に当たって重要なことは何かということです。これも、既に明らかであると思いますが、要するに、筆界、公法上の境界をいかに適正・的確に認定するかということですよね、やはり。これがどの手続を通じても、求められていることではないかと思います。先

ほど、飛ばしてしまったのですが、筆界特定に戻っ ていただけますでしょうか。不登法の規定ですね。 第143条第1項です。若干、条文を短縮化して記載 しておりますが、読ませていただきます。「筆界特 定登記官は、筆界調査委員の意見を踏まえ、登記記 録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書 類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面 積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無そ の他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を 総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をする」と 規定されております。ここでは、若干難しい、堅い 表現振りになっていますが、条文として表現したと ころがあるわけですね。「筆界特定登記官は、」とい う主語にはなっていますが、当然、筆界調査委員の 意見というものも、これと同じようなことを考慮し た上で、筆界認定をするわけですよね。この条文に は、正に筆界認定の肝が書かれているのではないか なという感じが私はしております。おわりにのとこ ろに戻りますが、「土地の境界紛争の解決に当たっ て重要なことは何か」ということですが、適正・的 確な筆界の認定ということではないか、それを誰が どのように行うかというだけの違いですが、訴訟の 場合は、最終的には裁判官が行うことになりますし、 筆界特定の場合は筆界特定登記官ということになり ます。さらには、表示登記の地積更正や分筆の登記 においても、最終的に登記記録に記録するという作 業を行うという意味では、登記官の作業にはなるわ けですが、今までのお話しから明らかなとおり、そ の核心的なところの作業を行うのは、申請代理人と なる、あるいは筆界調査委員となる、さらには訴訟 において鑑定人、あるいは専門委員となる専門家の 意見が最も重要であるということがいえるのではな いでしょうか。そして、その専門家が誰かといえば、 皆様方、土地家屋調査士の方々ということですよね。

最後の「土地の境界紛争の解決の担い手としての 筆界の専門家である土地家屋調査士に期待されることは何か」ということですが、それは、最初にみました土地家屋調査士の規定に端的に表れているとおり、筆界認定を適正・的確に行うための知識・能力を日々磨いていただく、その上で、実際に携わる場面、ツールはいろいろとありますけれども、やることは一つです。それを当該事案に応じて、きちんと やっていただくということなのではないかと考えら れます。私も、法務省民事局でいろいろな仕事をやっ てきた関係で、各士業に様々な御事情があり、いろ いろな活動を組織的にされている実情というものを 拝見してまいりました。どの士業でも、活動領域の 確保、権限の拡大ということが非常に重要なテーマ になっていることは、理解することができます。だ から、業際問題というものがいつも起こるわけです よね。土地家屋調査士の業務についてみても、測量 という場面では、あるいはそのような問題があるの かもしれませんが、私が思うには、本日のお話で御 説明をしてきました筆界の認定という極めて重要な 業務、これは、他にはいないですよね。これからも、 おそらくは、多分、競合するということはないので はないでしょうか。もちろん、理屈の上では、弁護 士とのバッティングはあるかもしれないのですが、 実際には、無理ですので、そういう意味では、唯一 無二の資格といっていいのではないかと思うので す。ここは、本当に、土地家屋調査士しかできない 仕事であり、頑張ってほしいと私は思っております。 他方で、最近、他の士業もそうなのですが、土地家 屋調査士の試験の受験者数が下がり、トータルでも、 現に土地家屋調査士として仕事をしている方々が減

少傾向にあると思います。連合会の「境界紛争ゼロ 宣言!!」、これは大変すばらしいことだと思います けど、地図作成作業が全て終わり、境界紛争がなく なるまでは、なかなか時間が掛かります。そういう 意味では、深刻な境界紛争が全国にいろいろあると いうことですね。やはり、土地家屋調査士の皆様方 の活躍する場面は、今後も、なくなるものではなく、 むしろ、都市部の再開発等に伴い、どんどん増えて いきます。そういう意味で、是非頑張ってほしいで すし、その為には、やはりこの筆界の認定の知識・ 能力に磨きをかけるということですね。現場に臨ん で、的確・適正に行う。これが本当に重要だと思い ますので、是非、今後とも、こういった研修を企画 して、参加して、皆様も単位会へ帰って、それぞれ の単位会の会員に講義されるのではないかと思いま すが、他の土地家屋調査士の皆様方への啓発も含め て、よろしくお願いしたいと思う次第でございます。 私が申し上げたかったことは、そういうことでござ います。ちょうどお時間もよろしいようでございま すので、以上をもちまして、私のお話しを終わらせ ていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

(終)







11月16日~12月15日

11月

18 🗄

第3回研究テーマ「筆界業務 |会議 <協議事項>

- 1 研究所報告会の発表について
- 2 今後のスケジュールについて

21日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修につ
- 3 第11回土地家屋調査士特別研修の決算につ
- 4 平成29年度特別研修運営委員会事業計画 (案)及び同特別研修特別会計収支予算(案) について

24日

第5回常任理事会

<協議事項>

- 1 FIG2017ヘルシンキ(フィンランド)大会へ の参画について
- 2 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29 年新年賀詞交歓会の運営等について
- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集 (平成29年追加) |の作成について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被 害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対 策に関する規則及び同規則運用細則の一部 改正(案)について
- 6 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し 等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一 部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一 部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基 準の新設(案)について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会計規則に規 定する代決の基準の見直しについて
- 9 各種委員会委員等への報償費等の支出方針 について
- 10 平成29年度土地家屋調査士新人研修について
- 11 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 12 平成29年度各部等事業計画(案)について
- 13 平成29年定時総会において選任する外部理 事及び外部監事の候補者について
- 14 連合会における平成29年度の主要な会議に 関する日程(案)について

第5回常任理事会業務監査

28日、29日

第4回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関す る実態調査について
- 3 不動產登記規則第93条不動產調查報告書作 成ソフトの改修について
- 平成28年度事業計画の展開について
- 5 筆界特定制度に関する事項について
- 6 次回業務部会の開催について
- 各種委員会の開催について
- 委員への報償費について 8
- 9 平成29年度各部等事業計画(案)及び同予算 (案)について

29日

第4回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について
- 2 平成29年度の会報表紙について
- 3 本年度の会議日程について

29日、30日

第3回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成28年度の研究所研究報告の取りまとめ 方針について
- 2 平成29年度研究所事業計画(案)及び同予算 (案)について
- 3 研究所研究報告会構成について
- 4 次回研究所会議開催日について
- 5 報償費について

30日

第5回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修の教材につ
- 第13回以降の土地家屋調査士特別研修につ いて

第4回社会事業部会

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項の利用促進について
- 2 建築確認申請に際しての敷地の境界確定に ついて

12月

1日、2日

平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担 当者会同

5 ⊟

登録審査会

<審議事項>

1 土地家屋調査士法第16条第1項に係る登録 の取消しについて

8日

第9回正副会長会議

<協議事項>

1 平成28年度第4回理事会審議事項及び協議 事項の対応について

8日、9日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復 興支援対策に関する規則の新設及び日本土 地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支 援対策に関する規則の廃止について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業 に関する規則等の新設及び廃止等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業 に関する規則等の新設に伴う関係規則等の 整備について

<協議事項>

1 FIG2017 ヘルシンキ (フィンランド) 大会へ の参画について

- 2 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29 年新年賀詞交歓会の運営等について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対 策に関する規則及び同規則運用細則の一部 改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一 部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基 準の新設(案)について
- 5 平成29年度土地家屋調査士新人研修について
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則 等の一部改正(案)について
- 7 CPDポイントの公開に向けた対応について
- 8 平成29年度各部等事業計画(案)について
- 平成29年定時総会において選任する外部理 事及び外部監事の候補者について
- 10 連合会における平成29年度の主要な会議に 関する日程(案)について

第4回理事会業務監査

13日

第2回日調連技術センター会議

<協議事項>

1 平成28年度日調連技術センターの具体的執 行について

15日、16日

第1回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

1 平成28年度事業計画の展開について

ち う ょ 俳 壇 ょ

第380回

調査士を全う勤労感謝

0) 日



恵

方

深谷健吾

縁に

座

しじつと見つむる冬紅葉

知

鍋

田

建

治

看

取り来る母の向かうに冬の虹

連れ鶏は 初場所や呼び出 本堂を我が物顔に嫁が君 の子や女系家族の姦しき を赤く染め上げ初日の出 の恵方へ向 きて干支瓦 し役の声透り

照り返

す堀の水面に花梨の実

お茶会の饅頭旨し文化 お茶席で無を無想する文化

の日

O)

日

当季雑詠

深谷健吾選

島 田 操

霊峰へ雲の流れや神渡

茨

城

風情 霊峰 髪うすき頭いたはる冬帽 吾にまだ残る力 なき庭を潤す冬紅葉 へ雲の流れや神渡 や返り花 し 子

岐 阜 堀 越 貞 有

早々と北窓塞ぐ長屋かな カーテンの隙より覗く寒鴉 月冴ゆる湖面に浮かぶ浮御堂 袓 仏壇にも父母の墓にも冬の梅 父母らと子らの仲もつ炬燵猫

茨 城 中 原 ひそむ

妻逝 山眠る山の彼方へ妻逝れ十二の妻の生涯山眠 鉦 天寿」とは哀しき文字や銀杏散 たたく寒さに香の揺らぎけ きて一人となりし布団敷く けり る り る

今月の作品から

深谷健吾

田 操

島

ず、 出雲へお旅立ちか。「風」のことは一切言わ を祀る神聖な山へ「神渡し」の風に乗られ、 生き続いている。 想させる季語。 雲へお旅立ちになる神々を送る風の意。 らしい。敬服の一句である。 より盛んであり、 神渡し」とは、 風に乗って空を飛び給う神の旅姿を連 「雲の流れや」と詠まれたところが素晴 日本では、 提句は、 神無月に吹く西風で、 現在でも民間信仰として 山岳信仰が古来 「霊峰」即ち神仏 即 出

堀 越 貞 有

祖父母らと子らの仲もつ炬燵猫

は、居間の置炬燵には祖父と祖母と孫と猫 かせないのが置炬燵や堀炬燵である。 冬の季語である。寒い冬の一家団欒には欠 あったが、今では、炬燵の中での景を詠む としたあとの生暖かい竈の中での光景で 17 場所を探してうずくまる。昔は、 「炬燵猫」とは、 あたかも炬燵猫が、皆の仲をもつ 猫は寒がりで、冬は暖か 火を落 提句

> な一句である。 家事俳句。 て居る様に。 「炬燵猫」の季語の斡旋がお見事 ほのぼのとした家族を詠んだ

中 原 ひそむ

山眠る山の彼方に妻逝け ŋ

さを痛感致します。私にとっても忘れるこ ます。尚、「山」の反復により、 悔やみ申し上げます。提句の「山眠る」の ある。奥様のご逝去の報に接し、 ろある。冬山の感じがよく出ている季語で との出来ない一句となりました。 れた方へのフレーズに返す言葉もありませ 語はもとより、 れている。 滴る」秋は「山粧う」冬は「山眠る」と形容さ ている様子を言う。春は「山笑う」夏は「山 ん。ひたすら、ご冥福を祈るばかりであり 「山眠る」は、冬の山がもの寂しく、 山を擬人化した表現にもいろい 「山の彼方」即ち、 悲しみの深 遠くはな 心よりお 静まっ 季

鍋 田 建 治

縁に座しじつと見つむる冬紅葉

来る。 鮮やかな葉の木を発見。冬なのに、こんな 縁で日向ぼっこ。庭木の中に、何と美しく、 いる紅葉のこと。尚、 も異なるが、冬になってもなお美しく残って 紅葉とは。 か。冬にしては暖かい昼下がり。窓を開けて、 姿は哀れを誘う。小春日和の縁側での一句 やかな葉を残しているが、雨や霜で傷んだ 「冬紅葉」とは、 お互いに俳句で楽しみましょう。 俳句は、 木の種類や場所によって 何時でも、 ナナカマドなどは、 何処でも出 鮮

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年11月 1日付 東京 7973 柴田 章仁 大阪 3290 大橋 礼王 京都 886 佐々木友哉 兵庫 2476 泉 和宏 滋賀 446 北川 善之 平成28年11月10日付 神奈川3052 柴田 直浩 広島 1877 下桶 敦司 広島 1878 住廣 俊輔 平成28年11月21日付 931 鉢村 悦男 洋二 栃木 栃木 932 髙瀬 静岡 1788 富田 光則 京都 887 安東 尚美

佐賀

552 米満 浩文

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 8月14日付 東京 7803 小出水滿洲男 平成28年 9月15日付 広島 1656 松浦 康之 平成28年 9月16日付 広島 1181 下田 敬三 平成28年10月 1日付 神奈川 2223 岸本 博文 平成28年10月 4日付 神奈川 1853 三村 平成28年10月10日付 新潟 1551 早川 卯一 平成28年10月22日付 宮崎 698 矢野 康憲 平成28年11月 1日付 茨城 897 高野倉喜一 大阪 1844 河本 勇 3035 中川 幸明 愛知 大阪 2284 森田 誠 広島 467 鈴藤 赳司 福島 1380 佐藤 正弘 青森 43 佐々木秀雄 平成28年11月10日付 長野 1863 中澤 壽博 福井 239 五十嵐常治 健次 福井 408 三上 392 勘田 石川 信 岡山 930 青野 敏久 岡山 951 小川 庸光 1241 熊田 剛 岡山 福岡 1447 堺井 一夫 大分 601 福西 正道 鹿児島 859 上江 洋人 宮城 701 武田 利彦 平成28年11月21日付 4822 井野 信之 東京 東京 4944 山下 惠範 埼玉 1118 吉田 宏 和歌山 231 佐向 康男 熊本 1122 山本 宏 沖縄 248 長浜 勝三 沖縄 501 平安名栄忠

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成28年11月 1日 東京 6874 若林 東京 7822 荒井茂登美 神奈川 3050 中山 2574 川島 知之 和代 埼玉 埼玉 2575 淺海 敬央 埼玉 2584 道添 敬太 埼玉 2589 佐藤 茨城 1402 根本 寛哲 貴正 茨城 1443 杉山 幹雄 静岡 1477 森田 功 1765 岩田 純也 1767 永田 裕史 静岡 静岡 静岡 1776 長谷川浩久 山梨 399 秋山 信仁 山梨 400 平賀 悠也 山梨 402 小川 紗織 長野 2577 藤森 崇之 長野 2587 倉島 誠一 長野 2593 矢島 慎也 新潟 2056 片原 倫之 新潟 2106 髙橋 伸 新潟 2165 池田 栄司 新潟 2201 池田 新潟 2202 田澤 努 航 新潟 2203 山家 新潟 2207 松岡 弘樹 拓朗 新潟 2212 田中 3232 平野 和昭 直也 大阪 大阪 886 佐々木友哉 3263 綿谷 茂則 京都 奈良 424 松岡 芳明 滋賀 446 北川 善之 愛知 2495 小松 尚文 愛知 2866 大高 英志 愛知 2881 石川 愛知 2894 磯西 直哉 亮佑 愛知 2897 古川 福井 隆二 和義 430 木野 石川 549 寺崎 壱 石川 658 加惠田 信 石川 662 中嶋 武司 石川 663南 雅之 富山 510 吉田 勇一 山口 962 西村 暢夫 福岡 2049 城戸 山口 965 木下 修治 絵里 福岡 2132 吉永 剛 福岡 2232 河合 和秀 福岡 2281 渡邊 義昭 **鹿児島 1057 武石** 裕和 鹿児島1078 乾 福島 1477 蜂谷 悟 尚克 函館 函館 213 月館 211 山路 徹 元宏 釧路 346 毛利 安男 徳島 461 中尾 徳男 高知 600 村山 修一 高知 609 漁師 明 貴之 高知 659 岡林 友紀 高知 660 下村 高知 661 松坂 諭志 高知 662 橘 秀明 高知 664 佐野 巧也 高知 665 太田 聡 高知 667 濵口 輝幸 高知 668 藤原 浩寿 平成28年11月10日

神奈川 2831 小林 大輔 神奈川 3044 鈴木 信市 埼玉 2232 松下 伸之 千葉 1319 櫻井 隆 千葉 2135 押鐘 純子 千葉 隆一 2155 藤本 群馬 915 石原 悟 群馬 973 加辺 建一 群馬 983 北爪 英樹 静岡 1764 大谷稚和子 434 薄出 茂 395 佐々木敦巳 奈良 滋賀 滋賀 444 平沼 康宏 和歌山 431 谷口 武大 岡山 1261 松原 健一 福岡 2043 嶋田 繁喜 長崎 771 本田 将之 長崎 783 柴田 真宏 長崎 784 松尾 剛 長崎 785 森 直明 長崎 786 田口 博之 大分 826 有馬 遼 大分 829 小野 浩信 大分 832 後藤 紘一 大分 837 諌本 源太 宮城 1016 千葉 匡宏

福島 1470 吉田 和広 福島 1478 鈴木 新子 香川 704 中島 仁 香川 711 石井 敦雄 高知 611 久代 昭 高知 625 田邊 豊 平成28年11月21日 神奈川 2627 福島 誠 神奈川 3003 露木 文子 神奈川 3028 池富 嗣勇 埼玉 2597 吉川 真弘 931 鉢村 悦男 千葉 2165 髙橋 恒史 栃木 尚美 兵庫 2424 髙橋 京都 887 安東 宏成 文昭 兵庫 2455 城戸 兵庫 2460 岸本 邦裕 広島 1868 米中 庸裕 兵庫 2465 山住 正 広島 1870 山本 康介 広島 1871 小野真紀子 広島 1873 福井 愛子 福島 1476 渡邉 優 秋田 1031 金子 純一 香川 計孝 669 冨岡

編集後記

新しき 年の始めの 初春の 今日降る雪の いや重け吉事 一新しい年の始めの今日降る雪のように いっそう重 なれ良いことよー

この1年めでたいことが重なりますようにという願いを込めて詠まれた歌、4500首余りある万葉集の一番最後は、編纂者であるという説が有力な大伴家持のこの歌で締めくくられています。

42歳の家持が因幡に赴任し、初めて迎えたその年の正 月は、とてもめずらしいことに当時の暦で元旦と立春が 重なり、さらに良い兆しとされた正月の雪も降り積もり ました。「めでたい出来事が重なった年の始まり、ますま す重なれ良いことよ」と歌うことで実り豊かな1年となる こと、国の安泰と時代の永遠を願いました。万葉集が良 い歌集になりますように、ずっと読み継がれていきます ようにという願いも込められているともいわれています。

『言霊』の力を信じ、歌を詠み、願い祈る。古代日本では、言葉には霊が宿っていて、霊の持つ不思議な力がはたらき、発した言葉どおりの結果を現す力があると信じ

られていました。現代人の受け止め方は様々でしょうが、 思い描く将来、願う未来、それが社会全体のこととなれば、言葉にして発信することをせずに叶うことはないで しょう。日調連は『土地家屋調査士のグランドデザイン』 をお示しさせていただきます。そして、それは会員一人 一人がそこに思いを重ね、共鳴し共振してこそ、近づい ていけること、現実に実現することであろうと思います。

ここ数年、全国的に暖冬で雪は少なめでした。今年は例年以上に寒い冬となり、雪の日も多いようです。 雪は月花とともに、日本人が最も美しいと感じるもののようです。白妙のような雪に覆われた野や山に、また、都会にあっても、普段とは全く異なる無垢で清浄な世界を見出すのは、今も昔も変わらないこと。雪の降り積もった朝、戸を開けると輝く白い世界に大人も子供も歓声を上げるのは、不思議です。

ともあれ昨年の冬とは一転して厳しい寒さとなる予 報です。皆様お健やかにお暮しください。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061東京都千代田区三崎町一丁目2番10号土地家屋調査士会館

電話: 03-3292-0050 FAX: 03-3292-0059

URL: http://www.chosashi.or.jp E-mail:rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円 1年分 1,200円

送料 (1年分) 1,008円 (土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)